

ります国家公務員をとりますと、月収の中に占めております本俸の割合というのが高いと言つていらうんです。民間の場合におきましては、いろいろな手当とかそういうようなものが出来まして、そして總体としてはそんなに変わってないんですねけれども、ただ本俸の占めている割合が公務員に比べますと低いというふうに言わなきやならないと思ひますが、そういう点もやはりあると思ってますけれども、何せ厚年に入っている年数というものをと共済に入っている年数というものの間に非常な差があるんだろうというのが、私の問題の一つであります。そういう点について、共済課長が見ええておりますから、ひとつ説明をいただきたいと思います。

○説明員(山崎豊君) 前頭に、私どもの手違いでおくれましたことをおわびいたしたいと思ひます。

ただいまの御質問の件でござりますけれども、厚生年金の五十年度末既裁定年金の平均額六十六万八千円に対して、共済の場合百五万というところでございますが、その加入期間と申しますか、被保険者期間は厚生年金でまいりますと二十一・八年、それから私どもの共済一百五万に対応するところの組合期間につきましては三十年というふうに差があるわけでござります。また、五十年度の新規裁定の金額でございますが、厚生年金六十七万八千円に対して、国家公務員共済の場合は百二十二万一千円ということで、これは加入期間が厚生年金の場合二十三・三年、私どもは三十二・七年というふうに、非常に被保険者期間が違うわけでもござります。

この点につきましては、現在の年金制度、年金額の算定方式が、いずれの年金制度におきましても加入期間の長短によりまして年金額に差があるわけでございます。これは厚生年金の場合で申し上げましても、二十年ぐらいの者と二十九年ぐらいの人たちの年金の間にはおおむね六〇%ぐらいの差があるわけでございますので、こういった加入期間を無視いたしまして比較いたしましても、

なかなか年金水準といふものの比較にはならないと私どもは考へてゐるわけでございます。それからもう一点、いろいろ基礎俸給の違ひくるわけでございます。公務員の場合でいきますと、おおむね二十二年ぐらいから三十年の者の基礎給与の開きというものは〇・八~二%ぐらいの差がござりますので、そういう点も考慮しないと、なかなか年金の水準を比較するわけにいかない、かよう考へておる次第でございます。

○鶴園哲夫君 いまお話のありましたように、共済年金の方に入つてそして年金を受けている者、それから厚生年金に入つて年金を受けている者の加入期間の差というものが十年ぐらいの差があるという問題と、いまお話のありましたように、十年の差がありますとその基礎になります給与のまた水準にも相当大きな開きが出てくる。当然の話でありまして、そういうものを無視したような形で、單に出でている数字だけで五割から九割ぐらいの格差があるというような比較は、私は大変妥当性を欠いているというふうに考へておるものであります。いま問題になつておりますこの農林年金の場合にいたしますと、年間六十六万六千円という数字が出ておりますが、厚生年金とそんなに変わらない。これはいろんな事情にもよりますけれども、そういう点をやはりネグレクトして比較をするということは、私は大変國民を惑わすものだといふふうに考へておるわけであります。

もう一つ問題になつておる点は、これは新聞等にも報道されておるんではありますけれども、共済組合の年金を決める場合の基礎が、やめるときの最後の一年間の平均給与が基礎になつて決まつてゐる。ところが厚生年金の場合におきましては、その加入期間の平均給与といふような形をとつてゐる。だから共済組合の方がはるかに有利なんだけれども、しかし、御承知のように、共済組合の場合におきましてもやめる最終の年の平均賃金と、こういう論議があつたように聞いておりますし、事実そういう資料も持つておるわけであります。

を基礎にするか、それとも通算をした給与の平均でどるか、いずれか有利な方をとつていいということになつておりますけれども、後者の方の通算をした給与でどりたいというのが六割ぐらいになつてゐる。そういう点から言いまして、この最終年の一 年間の賃金をとるか、あるいは平均の賃金をとるかという点については、そう差はないといふふうに見なければならぬのじやないかと思つております。ですから、そういう点を取り上げて共済の方が大変有利だという言い方は、これは解せないと私は思つておりますが、共済課長の見解を聞きたいと思います。

承認を受けて決められていくわけでございます。そういうた給与体系があるから一年平均がとれるわけでございまして、この基礎給与のとり方はもっぱら保険集団の中の不均衡が生じないように考へておられる方の意見でござります。

厚生年金の場合におきましては、実は非常に会社の数がいろいろと多いわけでございまして、給与体系も非常にまちまちでございます。したがいまして、最終一年というとり方をいたしますと、保険集団の中で不均衡が生じてくるわけでございまして、なかなか制度的に実は平均報酬以外にはとりにくいというふうに考へておられるわけでござります。しかしながら厚生年金の場合におきましても、実は全期間の平均といつても、各再計算その他のときに実は過去の標準報酬の見直しというふうなこともやっているわけでござりますので、算定基礎の給与のとり方だけで水準が違うというふうにはならないと思います。私どもの共済の給付率は、御承知のように全額報酬比例といふことになつておるわけでございますけれども、厚生年金は定額部分に報酬比例部分ということで、給付の率の内容も若干違つておるわけでござりますので、それらを総合的に勘案しなければ年金の水準というものは比較できない、かように考へておる次第でございます。

一挙に二倍以上にふくれ上がるということで大変な論争をいたしました。したがって、自己負担率が千分の二十から千分の四十四になる。つまり、掛金としては千分の八十八になるということになりますが、そういう論争をやったわけあります。ですから、この掛け金は現在はそうは違ってないけれども、少なくとも三十四年から約三十一年と、厚生年金の方は段階的に掛け金を引き上げていて、そしていま共済年金とそう違わない掛け金になっているけれども、かつては大変に低かったわけあります。それを段階的に近づけたわけあります。それで、少くとも三十四年から約三十一年と、厚生年金の方は段階的に掛け金を引き上げていて、そしていま共済年金とそう違わない掛け金になっているけれども、かつては大変に低かったわけあります。それを段階的に近づけたわけあります。それと同時に、私もいまの掛け金が違わないのに格差が大変ある。こういう言い方については非常に疑問を感じております。

それからもう一点、これは非常に誤解を生んでしまうと思いますけれども、共済年金については四千百億円という国庫負担をしている。この四千百億円という負担をしているから、いかにも共済年金の方が大変有利になつているんだというような印象を国民に与えている。それで私の知り合いの中でも、四千百億円という別途に整備資源といふ名前で金が出ているのかと、こういう話で大変誤解を与えておるわけですね。これはもうどんでもない話だと私は思うんです。これは恩給から共済年金に切りかわりますときに、「一挙に千分の二十という掛け金から千分の四十四になる」という論議を盛んにやったけれども、当時の財政当局は、「一挙に持ち込むべきだと。そうすれば共済年金の金もそんなにふやす必要もない」と上げる場合に、私どもは整理資源というものを全部一挙に共済年金に持ち込むべきだと。そうすれば共済年金の金もそんなにふやす必要もない」と、こういう形をとったわけですね。

それで、四千百億円という大変な金が出ているんですね。ですから、これは国家公務員の共済、約百万近くと思います。さらに地方公務員の共済、約一百万近くと思われます。

は三公社で出しておるわけでありますし、地方公務員の場合にありまして、義務教育を除きますと、また警察の関係で国家公務員以外のものを除きますと、四千百億円ではなくて七百二十億円といふ金になるわけであります。こういう整理資源を否定するということは、これは恩給から共済組合に切りかわったその恩給部分を否定するという形になるわけでありまして、こういうむちやかな論議を国会でやられたんじやかなないというのが、私どもの率直な見解であります。

それからもう一つ、厚年の方が六十歳で年金を支給する、共済の方は五十五歳で支給するといふ、五歳の差があるということになりますが、これは共済の方が当時五十五歳になりますときも大変な論争があつたわけで、恩給の場合は一三四年まで続いたわけであります。恩給の場合は警察官はたしか十五年で年金がついたように記憶しております。それから軍人の場合はもつと早く十二年ぐらい、戦地へ行きますとともに短いと。それで一般の国家公務員の場合は地方公務員の場合は、任官をしてから、つまり当時の判任官になつてから十七年という形になつております。ですから、文官で言いますといふとなかなか任官というのが長くかかるわけであります。しかししそうでない人もあるわけで、したがつて四十五歳になりますと恩給がついてしまうと。警察官で言いますと、もっと早く年金がついてしまうというような問題もあつたわけですね。が、しかしそれを五十五歳に延ばすということで、大変な論議があつて、当時として普通の社会常識の定年といふのが五十五歳であったから、五十五歳といふところで共済年金を決めた。ですが、厚生年金の方が六十歳といふ、そういうふうに決められたのは私経緯は知らないんすけれども、なぜ六十歳に決められたのか。常識的に言つて、定年というのは民間の場合は五十五歳といふのが普通になつておるわけですから。今日では若干ずつ延びてしまつておりますけれども、しかし当時から言いますと五十五歳といふのが定年であった方に心配がござります。

かわらず、六十歳に決まつたという点について、は理解のいきにくい点があるんですけれども、きょうは厚生省の側も見えてますね。

それからもう一つ、厚生年金を受け取っている人たちの最も不満にいたしておりますのは、六十歳で年金を受けるようになつたと、そしてまたどこの会社に勤めると、その会社が厚年を適用されるとこに行きますと、月収十一万四千円を超しますといつております。年金は二〇〇%カットになると、こういうやり方をやつておるわけですね。つまり年金の受給資格はとつたけれども、さて六十歳からほかの会社へ勤めるということになりますとそういう支給制限を受ける、あるいは完全に十一万四千円以上取るといふと、六十五歳までは年金は全く受けられないといふいう制限があるわけですね。これに対する不满が一番大きいんじやないでしょうか。そういう問題についての改正なり、あるいは検討なりといふのが行われているのかどうか、お尋ねをしたいと思います。

○説明員（山本純男君） いま仰せになりました受給開始の年齢の件でございますが、まず初めに、六十歳と決められておる状況について疑問がある、という御趣旨でございましたが、これは昭和二十九年まで五十五歳から支給を開始する、五十五歳であり、かつ退職したときから支給を開始する、ということになっておりまして、これを昭和二十九年に二十年間の経過規定を設ながら六十歳に年限を延長したわけでございますが、この延長いたしました趣旨は、五十五歳というのが御指摘のとおり民間企業における社会的な定年年齢であつたわけでございますが、それにもかかわらず、五十五を超えた方が皆さん引退なさいますかと申しますと、そりではございませんので、やはり定年後も何らか第二の職場を求めて働く方が圧倒的に多いという事情があつたわけでございまして、そういうことを考え合わせ、かつ定年年齢がその後

漸次延長するという傾向にも着目いたしまして、約二十年の経過規定をもつて六十歳に延長したというのが趣旨でございます。

現在、また、これを六十を超えて給与が低い場合に支給されない点についての御質問でござりますが、もともとこういう職域を中心とした年

金制度といいますのは、加入年限が満たるという条件と、年齢がある一定の年齢に到達するという条件のほか、その職域グループから脱落する、退職するという三つの条件を前提に年金を支給する

というが一般的な形でございまして、これは共済年金でも同じたまえでございます。ところが、實際上厚生年金の場合には、対象といたします範囲が民間企業のほとんどを網羅しておりますので、大体第二の職場をお求めになりますと、厚生年金というグループの中などまるという結果になりますので、結果としては、五十五なり六十になります。

そこで、余り低い給与で六十を超えて働いておられる場合にも年金を支給しないということとは、老後の生活を保障するという制度の立場から見ます。それで、年金を支給するという制度を始めたわけでございます。その限度がいま現在お改善する必要があるのではないかという御指摘をかねていただいておりますので、私どもとしてもその改善については検討を進めておりますし、また、関係の審議会でも、そういう点について御審議をいただいている状況でございます。

○鶴園哲夫君 検討しておられるということですが、これは確かに不満はありますですね。年金を受けられるんだけれども、十一万四千

円という月収がある限りにおいては六十五歳までは年金を払われないということは、これはやはり大変なきついものですね。しかも、定年制といいは五十五というのは普通の常識になつておりますし、若干延びてしまつておりますけれども、しかし常識として五十五歳。しかも、年金を六十歳になつて支給される、それすらが十一万四千円という賃金をもらっている限りにおいては、六十五歳の期間も厚生年金の通算にはなるわけでありますけれども、何せ第二の出発点になりますと大変安い賃金になりますから、大変不満が強い大変不満が、あるところだと思う。すけれども、いまおつしやるよう、種々論議が行われて、審議会においても論議が行われておるし、また厚生省としても検討しておられるところだというお話をあります。公務員の場合におきましても、普通一般の公務員というのは大体六十歳でやめるわけでありますけれども、何せ第二の出発点になりますと大変安い賃金になりますから、大変不満が強い大変不満が、あるところだと思う。すけれども、いまおつしやるよう、種々論議が行われて、審議会においても論議が行われておるし、また厚生省としても検討しておられるところだというお話をあります。

そこで、今度は大蔵省の側にお尋ねをしたいのですが、国家公務員共済組合審議会におきましては、先生御指摘の五十年の八月に今井会長から、今井メモという名前がつけられておりましたけれども、管理職といいう名前がつけられておりましたけれども、予算項目の中に出ているからしようがない。そういう人は五十八歳、一般は六十歳といふところで、これも私はおかしいと思うんですけども、私は年来、公務員といいうのは終身公務員といいう体系をとっているんだから、アメリカやヨーロッパと同じように六十五歳というふうに公務員はすべきだというのが、私の年来の主張です。十数年前に、国会に勤務している国家公務員は六十五歳になりました。ヨーロッパやその他においては、もう六十五歳といふ定年については余り興味がないようですね。六十一にになるとやめていくよですね。これは働くのは困るという、ヨーロッパの経済思想の根本には、賃金といふのは働く苦痛に対して賃金を受けていふという思想が流れていますから、だからある程度社会保障の制度が充実してくると、六十五歳

まで勤める必要がないというか、いまや余り関心がないようあります。

いずれにしましても、日本の場合においてはまだ定年制といいうものについては、六十五歳といふものについては公務員は非常に魅力を持っていると思います。しかしいまは先ほど申し上げました

ように五十八あるいは六十でやめる、そしてどうかの会社に行くというような場合は、私どもが聞いているのは、これは受け取る年金とそれからそ

の会社でもらう賃金とを合わせて大体やめるときの給与に近いようなものという形で、会社の賃金というの非常に低いのですね。それが常識だと

思うのですよ、いまの公務員の。ただ、若干問題になつたりしております指定職俸給表を受けている者、これは五十万人の国家公務員の中で千二百人ぐらいの指定職ですから、指定職の人といいうのは千二百人ですから、大体千人に二人ぐらいいの程度の指定職といいう職の人がいる。そういうところが公団なりあるいは事業団なりそういうところに行われる、あるいはよく言われる、会社に天下り

といふものがあるというような場合の問題が出ておるわけです。ですから、それをもつて全体の公務員といいうものを考えてもらつてはとんでもない話だ。九十九・九%はそうではないといいう点を、これはやはり国民の皆さん方にも承知をしておいて

いただかないといふと、大変な話だと私は思つております。千分の二ぐらいの人が指定職俸給表を受けおるわけです。また、その中の一部の人たちが、先ほど言ったような形になつておるわけです。

そこで、今度は大蔵省の側にお尋ねをしたいのですが、国家公務員共済組合審議会だけではなくて、実は厚生省の方で昨年の五月に年金制度基本構想懇談会といいうものができますして、そちらの方でも日本の全体の年金制度のあり方についていま検討しているわけでございますので、共済組合審議会におきましても、そういうた厚生省の方の審議会の検討の結果を十分反映しながら、やはり共済独自の問題も含めまして今後十分に私ども検討してまいりたい、かように考えている次第でございます。

実は、この年金問題は、国家公務員共済組合審議会だけではなくて、実は厚生省の方で昨年の五月に年金制度基本構想懇談会といいうものができますして、そちらの方でも日本の全体の年金制度のあり方についていま検討しているわけでございますので、共済組合審議会におきましても、そういうた厚生省の方の審議会の検討の結果を十分反映しながら、やはり共済独自の問題も含めまして今後十分に私ども検討してまいりたい、かように考えている次第でございます。

○鶴園哲夫君 共済年金の前は、恩給といいう制度が三十年に大きな転換を、保険制度に切りかえられた。これは、厚年と共済年金との大きな格差問題が新聞等に報道されるようになりますと、そして新聞が報道したのがこの今井メモです。五十年の八月に今井メモというものは出たと。その中身もあるという点はあると思います。しかし、いずれ

二年たとうとしておるわけですけれども、この今井メモといいうものについては、この共済組合審議会におきましてはどういうような取り扱いをしておられるか。そしてこれからどのような取り扱いになつていくのか、そういう点についてお尋ねいたします。

○説明員(山崎登君) 国家公務員共済組合審議会におきまして、先生御指摘の五十年の八月に今井

会長から、今井メモという名前が提出されました。その後いろいろと個別に検討してまいりました次第でございます。私どもの共済組合審議会は、御承知のように学識経験者、主管者側、労組側といふことで三者構成になつておるわけでございますが、いろいろと各三者側の御意見をそれぞれ聞きながら進めています。私どもの共済組合審議会は、御承知のよ

うに三者構成になつておるわけでございますが、いろいろと各三者側の御意見をそれぞれ聞きながら進めます。私がいよいよ行かれて、現行のところ労組側の御意見がまだまとまって出ていないという段階に入っています。私がいまして、それぞれの御意見を承りますて今後とも検討してまいりた

いと思つう次第でございます。

実は、この年金問題は、国家公務員共済組合審議会だけではなくて、実は厚生省の方で昨年の五月に年金制度基本構想懇談会といいうものができますして、そちらの方でも日本の全体の年金制度のあり方についていま検討しているわけでございますので、共済組合審議会におきましても、そういうた厚生省の方の審議会の検討の結果を十分反映しながら、やはり共済独自の問題も含めまして今後十分に私ども検討してまいりたい、かように考え

にいたしましてもそれぞれやはり努力をしていました。それで、共済組合のいい点があるならばそこに近づけていく、あるいは厚年のいいところがあるならばそれに近づけるというような努力が、やはり図られていくべきだと私は思つております。たとえば厚年でわりありと有利であると言われておりますのは障害年金、障害年金のようなものは公務員の場合よりも有利になつておりますし、あるいは遺族年金の場合においても、たとえば加入して三年で死亡したという場合でございますと、共済年金の場合は十年加入したという形で遺族年金が支払われる。厚生年金の場合においては二十年加入したものとして支給されるという形でござりますし、あるいは障害年金等々についても、大変そういう意味では厚生年金の方が有利だといふ点もありますが、しかし、いずれにいたしましても歴史を持つておりますし、それから掛金の問題もありますし、そういう点でこれから是正をしなきやならない点も多々あると思いますが、ただ私は、今度厚年と共済年金の格差問題が新聞等でかつてない報道をされた。しかも、国民の間にあります、年金に対する関心というのは四十九年以来年々高まつてきておる、そういう中で誤解を受けるような論争が行われたということは、大変私は遺憾だというふうに思つております。

ただ、その論争を通じまして、新聞等の報道するところによりますと、こういう厚年なり共済年金というようなものが今後とも拡大をしていくということについては厚生省の側も抑えたいという考え方がある。財政当局においてもこれを抑えたいという考え方があるんだと、そういう意味においては根つこは一緒になっているんだと、そして抑えようという考え方があるんだ、こういふような報道が行われているわけですね。それもこの二年ぐらいい前からの社会福祉に対するいろんな財政当局からの意見あるいは厚生省当局からの意見等々が報道される中から、そういう点もあるだらうというふうに類推をしなければならぬ点も

いたしましてもそれぞれやはり努力をしていました。それで、共済組合のいい点があるならばそれに近づけるというような努力が、やはり図られていくべきだと私は思つております。たとえば厚年でわりありと有利であると言われておりますのは障害年金、障害年金のようなものは公務員の場合よりも有利になつておりますし、あるいは

見受けられるわけですけれども、そういう点があ

ります。

○説明員(山本純男君) 私どもの方で三月に、私どもで所管をいたしております厚生年金保険、国民年金制度につきまして財政の将来見通しの問題、法律を昨年改正いたしましたので、改正後の法律に基づきます報告内容に合わせまして、部内の若干の試算を附加したもの一つの資料としてお出ししたわけでございますが、それに絡みまして、将来の財政がかなりむずかしいのではないかといふ論議を呼んだことは御指摘のとおりでございまして、そのことをもって、私どもがしやにむにそういう制度を抑え込む方向で物事を考えておるということでしたら、決してそういうことではございません。

しかしながら、やはり年金といいますのは、あ

る年齢以上の方に年金を差し上げるのが事業の主

体でございまして、その財源といふものは、当

然にその年齢以下の方で掛金をし、あるいは税金

を負担なさる方の生活の一部を削りまして年金に

つき込んでいくだけというのが構造でござります。

ただ、そこにおのづから老齢者あるいは退職者の

生活の福祉といふものに対する考え方と、働いて

いる世代の負担なり生活といふ問題との適切なバ

ランスといふものがあるはずでございまして、こ

れは一言いざれが高過ぎるとか低いとかいうこ

とは容易でない大問題でござりますので、私ども

もそれぞれの制度の将来の問題の検討、さらには

月一日実施だったんですが、四十九年に二十年ぐ

らい動かなかつた十月一日というのがごとくと一

月繰り上がりつて、それからざとぎとりと毎年一

カ月ずつ遡及するような形になつて、ことしはい

わゆる一兆円減税といふ問題の論議の中

で、この年金關係がそれぞれさらに二カ月遡及を

おこなつた六月一日が四月一日といふ形になつた

わけであります。このことは私は、公務員の賃金

は昨年の四月一日に上がつておるわけです。その

上がり分をスライドしてことしの四月一日に実施

すると、ことしはなつたんです。しかし、公務員

は昨年の四月から上がつておる。一年もまだずれ

がかかるわけです。だんだん近づいてまいつてお

りますが、これは当然理屈としては、来年の四月一

日にもう一年遡及していくべき筋合いのもの

だと私は考えております。当面、来年は三月一日

実施、一カ月さかのぼる、こういうのが妥当な理

屈じゃないかというふうに思つております。それ

は十月一日が九月になり、さらに八月になり、そ

して七月になつて、六月になつて、それでこの四

月と、こういうふうになつた経緯からも私は妥当

だらうというふうに思つておりますけれども、共

見受けられるわけですけれども、そういう点があ

ります。

○説明員(山崎登君) 先生御指摘のとおりでございまして、こういう問題は、いろいろ先ほど申し上げたよ

うに、制度の沿革とか仕組みのいろいろ相違の

比較が誤解に基づいた部分が多々あつたわけでござりますけれども、私ども先ほど申し上げまし

たように、共済組合審議会で五十年の八月に今井

メモが提出されまして、確かに今後の年金制度の

あり方といふものは非常に大変な問題になるとい

うことを十分認識しております。厚生省の審議

会等とも関連しながら、今後とも研究、検討して

まいりたい、かよう考へておるわけでございま

す。

○鶴園哲夫君 共済年金の実施が四十九年まで十

月一日実施だったんですが、四十九年に二十年ぐ

らい動かなかつた十月一日というのがごとくと一

月繰り上がりつて、それからざとぎとりと毎年一

カ月ずつ遡及するような形になつて、ことしはい

わゆる一兆円減税といふ問題の論議の中

で、この年金關係がそれぞれさらに二カ月遡及を

おこなつた六月一日が四月一日といふ形になつた

わけであります。このことは私は、公務員の賃金

は昨年の四月一日に上がつておるわけです。その

上がり分をスライドしてことしの四月一日に実施

すると、ことしはなつたんです。しかし、公務員

は昨年の四月から上がつておる。一年もまだずれ

がかかるわけです。だんだん近づいてまいつてお

りますが、これは当然理屈としては、来年の四月一

日にもう一年遡及していくべき筋合いのもの

だと私は考えております。当面、来年は三月一日

実施、一カ月さかのぼる、こういうのが妥当な理

屈じゃないかというふうに思つております。それ

は十月一日が九月になり、さらに八月になり、そ

して七月になつて、六月になつて、それでこの四

月と、こういうふうになつた経緯からも私は妥當

だらうというふうに思つておりますけれども、共

見受けられるわけですけれども、さらに

ます。

○説明員(山崎登君) 年金額の改定の実施時期につきましては、先生御指摘のように、過去に「一ヵ月ずつ前進してまいつた」わけでござりますけれども、本年は減税問題を中心いたしまして二ヵ月

月

月

月

月

月

月

月

月

月

月

月

月

月

月

月

月

月

月

月

月

月

月

月

月

月

月

月

月

月

月

月

月

月

月

月

月

月

月

月

月

月

月

月

月

月

月

月

月

月

月

月

月

月

月

月

月

月

月

月

月

月

月

月

月

月

月

月

月

月

月

月

月

月

月

月

月

月

月

月

月

月

月

月

月

月

月

月

月

月

月

月

月

月

月

月

月

月

月

月

月

月

月

月

月

月

月

月

月

月

月

月

月

月

月

月

月

月

月

月

月

月

月

月

月

月

月

月

月

月

月

月

月

月

月

月

月

月

月

月

月

月

月

月

月

月

月

月

月

月

月

月

月

月

月

月

月

月

月

月

月

月

月

月

月

月

月

月

月

月

月

月

月

月

月

月

月

月

月

月

月

月

月

月

月

月

</

○説明員（山崎豊君） 年金額のスライドにつきましては、現実に公務員と違いがあるということは事実でござりますけれども、しかし、年金の水準をどういうふうに決めるかということは、やはり財政負担なり保険料負担ということも十分検討しながら、どういう年金水準に持っていくかという問題でござりますので、必ず現職公務員と一致しなければならないというふうには考えておりません。したがって、来年につきましてもそういう点を含めまして、財政事情、保険料の負担も含めまして、今後の検討課題として十分検討してまいりたいと、かように考えております。

○鶴園哲夫君 まあ、共済課長としてはきわめて現実的に考えていらっしゃる、それは当然なわけであつて、これはいまおる現職の組合員の掛金が上がりますし、財政上の問題もありますし、いろいろあると思います。現実的には、そういうふうな考え方で処理せざるを得ないだろうと思います。ですが、理屈の上ではこれは私は從來の経緯からいつても、退職した者について公務員が上がりにやはり上げていくというのが筋である。しかし、妙なことをやっていましたのですね。前は国家公務員の賃金たって、私は三十四年に国会に出たときに、人事院勧告が出た。その人事院勧告の実施というのは翌年の四月一日だったのですよ。それが勧告をした年の四月一日になつたわけですからね。十何年かかりましたですかね、そういう現実的に処理しなきゃならぬ面があるわけですから、課長のおっしゃるその現実論も十分理解をできるが、しかし私としては理屈上はそういうふうに考えておるわけなんです。課長のおっしゃるのはわかるんですよ。筋はどうだというふうなことを言つているわけです。

告も四月一日に努力したわけですよ。翌年の四月一日はどういうわけだ、年内の四月一日にやれといふことで、まあ四月一日になったわけですね。そういうことで、今後もひとつ努力をしなきゃならぬと思ひますけれども、財政当局としてもこれは努力をしてもらいたいという希望をいたしております。

そこで、ここで言う農林漁業団体職員共済組合、農林年金の問題についてお尋ねいたしますが、これも大蔵省に対してもお尋ねをしたいわけです。

農林年金は、いま具体的に受けております年金額というのが一番低いわけですね。私立学校教職員共済組合、これの年金額も低いですが、それよりももっと著しく低いのがこの農林年金。これは賃金が低いという点が一つの大きな原因にもなると思います。年金が大変低いんですけども、著しく低いですが、逆に掛金の方はこれまた著しく高い。国鉄の共済組合は、御承知のとおりやめるときのやめる月の賃金によって年金の額をはじいておりますから、国鉄の掛け金はちょっと高いです。でありますか、その以外の共済組合の掛け金からいいますと、大変にこの農林年金の掛け金は高いんですね。ですから、いつも問題になりますのは、これはもう御存じのように、衆議院でも參議院でもこの法案を審議しますたびに附帯決議をいたしまして、給付の補助率を一八%を二〇%にしてもらいたい、すべきであるという附帯決議をつけてはいる、あるいは財源の調整費の補助一・七七%を三%にしてもらいたいという附帯決議をつけている。長年そういう附帯決議がついてきてる。さらに、農林漁業団体の側におきましても非常な熱望であるわけですね。それは、年金が大変に低い上に逆に掛け金だけは大変に高いと、一番高いというところから、こういう要望が出てくるのは当然至極であると私は思っております。

何がゆえにこれができないのか、可能でないのか、それをお伺いをいたしたいんですが、その前に、農林年金の第二回の再計算をしました

際に、給付の補助率を一六%から一八%に改正をいたしました。それで、三十九年以来の大変高かつた千分の九十六という掛金を、それによりまして上げないで何とか維持できたわけですが、ところが、五十年に第三回の再計算をやられた。そのときは一八%から二〇%に引き上げるということをやらなかつた。そして掛金は上がりまして、千分の九十八といういまや最高の掛金になつたわけです。しかし若干の財政的な援助が行われまして、千分の百を超すであろうというふうに言わわれておつたものが、千分の九十八という形に抑えられたわけです。抑えることができたわけです。それにいたしましても、今度三ヶ月さかのぼるわけでありますから、やはり掛金も相当考えなきやらぬだらうと思つております。そういう中で、先ほど申し上げました数年来にわたつて両院の農林水産委員会で附帯決議になつてゐるところの二〇%、そして三%，この問題について速やかに検討されまして、来年には何とかその実現を図つていかなきやならぬのではないかというふうに私は考えておりますけれども、農林省並びに大蔵省の方をお聞きたいと思います。

い。現在、厚生年金は千分の九十一でございますが、厚生省の計算によりますと、年金の成熟した暁にはこれを千分の二百程度に高めなければなりません。したがいまして、今後すべての年金あるいは共済を通じまして、掛金率は、もちろん相互にバランスをとりながらではございますが、次第に高めていかなければならぬという要請が一方にあります。そこで、問題の国庫負担の率でございますが、これは御承認のように、わが国の公的年金制度は八種類にも分立をしております。しかし、その中で私どもはできるだけ給付の面でも負担の面でも余り差がないよう、だんだん是正をしていかなければならぬということは考えておりますが、国庫負担の面におきましては、やはり加入者の負担の程度あるいは給付内容というものを見てバランスをとっているつもりでございます。したがいまして、たとえば国民年金のような農業者や自営業者が入っている年金では三分の一を国庫負担しておりますし、中小企業者の加入の多い厚生年金では、二〇%の負担というふうなことにしておるわけでございます。この点について国会の御意見もござりますし、また鶴園委員からは一昨年同じ御質問がございましたことは私もよく存じております。ただ、こういった八種類にも分かれている年金相互のバランスを考え、そしてその国庫負担のあり方というものを考えるとき、現行制度を前提にする限り、やはりいまの率が一番バランスがとれているというふうに私どもは考えているわけでございます。

もちろん、その年金の分立しているあり方に付いてはいろいろ問題がござりますし、先ほども厚生省からお話をございましたように、いろいろ基本的な御検討があります。そういったものが進めば、またそれに応じて検討してまいることは当然でございますが、現行制度を前提としている限り、この負担率の差というものを考える考え方は

ないわけでございます。ただ、農林年金の財源事情にかんがみましてお詫のようすに財源調整の補助をいたしておりまして、これを加えますと結果的に二〇%にきわめて近い率になつてゐる、こういうことでございます。

○鍵園哲太君 私は経緯を申し上げて、第二回の裁定再計算の場合に一六%から一八%に切り上げて、そのことによって掛金が上がる 것을押えたわけですね。五十年の再計算の場合におきましては、この一八%というものがこのままに据え置かれました。そのかわりに財政的な配慮も行われまして、若干の配慮が行われて、そうして千分の九十六から九十八になりましたけれども、それをやらないければ恐らく千分の百を超しちゃうと思うんですねけれども、九十八におさまったという形になつてます。しかし、共済組合年金の中では最も高いです。それで、そして年金額は最も低い、こういう状況にあるわけで、今度三ヵ月さかのぼるという処置をいたしますというと、何らかの財政的な処置をしない限りこの掛け金はもつと大きなものになるだろう。先ほど主計官の方から厚生年金の話がありましたが、厚生年金から農林年金は分離してできただけでありますから厚生年金との比較をなすたらどうと思うんですが、厚生年金は五十一年に大きな改革を行つておりますから、これは五十一年を比較いたしますと、これは厚生年金の方がずっとよくなつてているだらうと思うんです。農林年金よりもよくなつてているというふうに見なきゃならぬと思うんです。

いうわけにはいかぬと思いますけれども、大変な差があるという点等もありますが、いずれにいたしましても、幾つもあります共済組合、共済組合だけで八本ありますかな、六本ありますかね、共済組合年金が。の中で本当に年金額が一番低くて、そして掛け金は目立って高い。それを、さらに上げなければならぬということは必至だと思うんですね。ですから、長年にわたって言われておりますところの問題について来年は解決してもらわなければ、これは容易でない、大変なことになるんじやないかというふうに思つてゐるわけですね。何かここらあたりがいいんだというお話をあります。一六%から一八%に切り上げてきた。それを二〇%に切り上げる、いや、それに近いんだ、一八に一・七七加えれば一九・七七だから、もう二〇%近くいんだというお話、それも理屈です。であります。それでもなお大変な問題があるわけですから、何らかの措置をしなきやならぬと言わなきやならぬと思いますが、その点についてはどういうふうに考えていらっしゃいますか。

から、これは各種年金、共済を通じましてバランスのとれた形で現状を見ながら考えていくという以外はないわけでございます。

たまたま、現在の農林年金の掛金が高いことも事実でございますが、これは今後ほかの年金、国民年金も含めましてほかの年金がどんどんまた掛け金が高まらざるを得ない事態になつてきております。もちろん、農林年金の掛け金も高くしていただきなければならぬことでございます。そういう年金財政の横のバランスあるいは将来の展望を考えますときに、やはり現行制度を前例とする限り現在の負担制度で行くほかないと、これが私たちの考え方でございます。

○鶴園哲夫君　國家財政の問題なり、あるいは安定成長の問題なり、そういう問題については十分承知をしているつもりであります。ただ、六本あります共済年金の中でバランスを考えなきやしないと、私は均衡論を言つておるわけであつて、これはもういづれの共済年金といえども安定成長の影響を受けなきやならないし、あるいは財政的な問題についての影響も受けなきやならない。ただ、この六本ありますところの共済年金の中ににおける農林年金の掛け金が非常に高いという特殊な問題、しかも均衡論、バランス論というものから言って、何らかのやはり措置をとらなきやならぬのじやないかという点を言つておるわけですよ。それは十分承知していますよ。その財政的な問題なり、経済のいまのあり方の問題なりわかつておりますし、それからやはり三ヶ月さかのぼりますと、掛け金はおのずからこれは上げなきやならぬことはわかつておりますよ。しかし、そのことは同じように農林年金も受けるわけとして、ですからさらに農林年金のバランス論といふものを考えてもらわなければ、考えなければこれはまずいんじやないかという点から私は言つておるわけであつて、ほかの共済組合の問題について言つておるわけじゃないんです。

ですから、バランス論から言つて何らかの財政的な援助をやらなきやならないだろうと、やらな

きやならぬのじやないかと。それは安定成長も承知の上で、財政的な問題も承知の上で、あるいは全体としての共済年金の掛金の上がっていくそういう傾向の中、私はバランス論として何らかの財政的な措置を、去年とられたと同じような、もう少し加わったような配慮が必要であると、こういうことを言っておるわけですね。

○説明員(窪田弘君) バランス論から申しますと、確かに掛金率の高い事情はございますが、一方給付の面で進んでいるところも、進んでいると申しますかいいところもある。たとえば先ほどもお話をございました、共済の支給開始年齢は五十五歳である、厚生年金は六十歳であるというふうな給付面でのバランスの問題もございます。また、年金の被保険者のうちすでに給付を受けている者の割合、いわゆる年金の成熟度と申しますか、この比率は、たとえば厚生年金ですと四・六%でござりますが、農林年金の場合は八・九%と、厚生年金よりも成熟度が進んでいるという事情もあります。それでござります。こういった点も考慮いたしまして、この程度の掛け金の差といふもののはあってやむを得ないのではないかと、かように考えておる次第でございます。

○鶴園哲夫君 主計官、私が言っているのは、厚生年金と農林年金との比較をなさる、それは経過的にそこから分離独立したからそっちの方にお考えが及ぶんだろうと思ふんですが、私の言つておられますのは、六本あります共済年金の中における掛け金のアンバランスということを強調しているわけです。で、昨年も若干の財政的な配慮が行われた。一億五千万円だったですかね、配慮が行われた。ことしもそういう配慮が払われておるわけですから、それについての考え方を伺いたい。

濟——まあ地方共済は地方の負担でございますから別いたしまして、國家公務員の共済でござりますと、国の負担は総財源の一五%，掛金の一五%

といふことになつておりますから、ちららの一八%はそういうおっしゃったようなバランスを見て決めているわけでございます。そのほかに定額の財源調整補助をしているわけでございまして、その辺は考慮しているつもりでございます。

○鶴園哲夫君 いや、私は財政の援助のバランス論を言つておるわけじゃないんで、國家公務員の共済組合に対しまして国が一五%一応やつてある、農林年金の方は一八%，さらに一・七七といふようなことでやつておる、そのアンバランスを言つておるんぢやない。そうじやなくて、掛け金が非常に高いという、今度はもと高くなると、そういう点について六本の共済組合の掛け金のアンバランス、それについて配慮を払う必要がある、払わなきやならぬということを言つておるわけですよ。やはり何らかの財政的な援助をしていかなきやならぬだろうと思うんですね、これ。その点を、去年もやられたしこしもしやつておるわけだから、まあ来年もやるうということで都合つく話じやないんですかね、これ。全体の流れはわかつておるんですよ、主計官がおっしゃる全体の流れといふのは、十分わかつておるんだけれども、ただ六本の共済組合の中における掛け金が非常にアンバランスになつておるから、それは何とか考えなきやいかぬのじやないかということを言つておるわけです。

○説明員(窪田弘君) どうも私ども財政当局の話

は渋い話で余り御期待に沿えないのかと思ひます

が、たとえば国鉄の共済などはすでに掛け金率は高

いわけでございまして、國家公務員の共済、いま

九・三%かと思ひますが、これなんかももつと次

第に引き上げていだなかなければならぬ。したが

つて、現状ではたまたま農林共済が高くなつてお

りますが、これはやっぱりいづれの共済もだんだ

ん高めていくべきものだらうと思ひます。ただ、

御指摘のように、その間バランスはとらなければ

ならないことは当然のことでございますし、その間の財政事情を見まして国庫負担を考えしていくこととも当然のことだと思います。

○鶴園哲夫君 もう一つあるんですけども、まあ次から次に同じような話を恐縮なんですが、それでも、またいま主計官の方から話があつたにかかりわらずもう一つ言わなきやならぬは、厚生年金から農林年金を三十四年ですか分離独立をさせた最も大きな原因は、農林漁業団体の職員、これはやはりある意味で公的なものを持っているといつたんだと思うんです。そこで、私立学校職員共済組合というものが、これは給付も低いわけですが、農林年金よりも高いですけれども、給付が低いところから、厚生年金から共済年金に切りかわされたんだと思いますが、掛け金につけて都道府県が、平均いたしましてでしょうが、千分の八という援助をしておるわけですね。

ですから、この農林漁業団体の公的な面、つまり共済組合をつくってきた、共済組合として独立をさしてきてたという意味合いから言つたらば、その公的な面といふものに着目をして、都道府県といふ自治体がこの掛け金について何らかの援助をするということも考え方の異なるのではないかというふうに思つんですけれども、これはまあ財政当局の見解になるのか自治省の見解になるのか不明なところがありますが、どういうふうにお考へていらっしゃるかということですね。それを伺つておきます。

これもいつも附帯決議の中に出てくるんですよ。これがいつも附帯決議の中に出てくるんですね。答申の中身は衆議院でも参議院でも、そして農林漁業団体のまた熱心な要望もあるわけです。それは繰り返し言いますように、六本の共済組合の中にある掛け金が大変に高いというところから來ていると思うんです。それでなければ出でこないと想ひます。そういう点についてははどうかということですね。

○説明員(窪田弘君) 私は共済について都道府県

の補助があることは私ども承知しておりますが、

これは恐らく私立学校が公立学校の肩がわり的な

役目を果たしておるというふうなこと、あるいは

「検討を急ぎ、すみやかに結論を得るよう

に理解をしていらっしゃるのか。それから、「す

みやかに結論を」という、大変急いでおるんです

ね。「検討を急ぎ、すみやかに結論を得るよう

に、大変急いでいる。どういうふうに受けとめら

ことだと思います。それならば、農林漁業団体についても、その公共的な性格から都道府県補助があつてもいいではないかというお話を確かに一つの考え方であるうと思いますが、これは地方自治の原則で地方団体が御判断になる問題でございまして、どういう理由で片方だけにしておるかといふ具体的な詳細は私ども存じません。都道府県か

らそちらは補助がないから、その分を国庫で肩が

われども、またいま主計官の方から話があつたにか

いてこれを統合したものでございますので、いま

の受給者、今後の受給者の中にも恩給部分を引き

継いでいる部分がございます。したがつて、現段階ではこれは恩給の改正にならって、連動と言つていいかどうか、ならって改善を図つていかなければならぬ、これが現実ではございます。しかし、御承知のとおり、恩給の性格につきましてはいろいろ議論がございまして、これは社会保障の一環ではない、国家に尽力されたそれに報いる一

種のほう賞であるというふうな考え方が従来強か

つたわけでございます。そういう関係から社会保

障制度審議会の議に付していないのかとも思いま

すが、ただこの国会の御議論、衆議院の内閣

委員会でござりますとか、そういうところの御議

論を伺つておりますと、恩給もだんだん社会保

障制度審議会の議に付していないのかとも思いま

すが、ただこの国会の御議論、衆議院の内閣

ていかなければ年金は目減りしていくわけでありますから、でありますからそれは恩給と関係ないのじやないか。共済年金として、当然何らかの形のスライドというものを考えなければならない。そのスライドを考えるに妥当性をどこに求めるか、というと、それは国家公務員の賃金が上がつて、その上がりぐあいに連動させて、あるいはそれにスライドする、基礎にするということであつて、ただ恩給の方も、公務員が上がれば恩給も何らかのスライドをしなければ困るから公務員の賃金にスライドしていくというだけの話であつて、恩給と切り離して共済組合だつてこれはやはりスライドしなければ何ともならない。物価によるか、あるいは賃金によるか、まあ共済組合の場合は国家公務員の賃金の妥当性というところに着目をして、そして公務員賃金が上がるとそれにならつて上げていくくといふ形をとつてゐるのであって、これは恩給とは切り離して考えたつておかしいことないのじやないかという気がするのですけれども、そういうことじやないのでですか。

われは物価が上がっていく、あるいは賃金が上がっていくと、いう中で、共済組合だって恩給と切り離してもこれはスライドというものは考えなければ妥当性を欠くということを思いますから、ですか私は、ここで何でこんなつまらないことを大河内さんが言うのだろう、頭が古いんじゃないのかといふような感じを持ってしようがないですね、これが。よけいなことを言つたもんだなと思って、ちょっとばかり考えておるわけなんですよ。だから、本当に言うと大河内さんを呼んできて聞かなければいけないかねですね。これは、何でこんなことを言うのか。つまらない話だ。農林大臣、怒らなければいかぬですよ、こういうことを。よけいな話ですよと私は思うんですが、以上で私は農林年金については終わりたいと思います。

あと時間が少しまだありますので、続いて農業者年金の一部改正についてお尋ねをしたいと思います。

これは、農業者年金は国民年金と密接不可分な関係がありますので、今回物価にスライドをして九・四%引き上げる。まあ物価にスライドするわけですが、そして実施時期が七月に遡及して措置をとられたわけですが、これは明年はどうなるんだろうという点ですね。明年もやはり同じような措置がとられるんだろうかという点を伺いたいわけです。

○政府委員(森整治君) 先生御承知のように、今回の物価スライドにつきましての法案の提出の経過は、法律では御承知のように、毎年度五%以上物価が変動した場合に翌年の一月にスライドをさせるということで、一応制度としててきておるわけですが、今回五%を相当超えるということで見通しがございまして、当初は九月に繰り上げをするということで一応予算を編成いたした次第でございますが、その後いろいろ予算修正の措置によりまして七月になりました。そこで政府案として、当初九月を予定していたものを七月に繰り上げるということで法案を提出したという経過を持つておるわけでござります。

そこで、御質問の今後どうするかということにつきましては、他の公的年金、その中でもやはり国民年金と一体となって運営されておる制度でございますから、その動向を見て対処をいたしていこうというのが、当面農林省としてのお答えになるかというふうに思います。したがいまして、今回は今回限りの措置として御提案を申し上げたといたします。

○鶴園哲夫君 いま局長の方から御答弁がありましたが、国民年金も毎年一ヵ月ずつさなかのばつて、遅延して実施をしてきたわけで、そしてことしまた七月になつたわけですね。そこでそれと運動するということと、運動するといいますか、それと一体になつているのでこれも七月一日になつたと。で、国民年金はこれは来年も七月一日、まあ私どもとしては六月一日に持つていかなればならぬと、一ヵ月さかのぼりまして持つていかなければならぬと。ただ、共済年金の場合は年度が違つちやうのですから問題だと思うんですけれども、ただ、国民年金の場合は七月ですから、六月は同じ年度内ですから、これはいずれにしろそういうふうにしていかなければならぬと思ふんですけれども、ことし限りのことだということになりますと、来年はもとへ戻ると。明年一月一日、こういうような形になるということになりますと、これは大変困るんですね。せっかく運動して、運動してと言うのか、国民年金と一体になつておるから七月一日になつたわけだから、来年もこれは国民年金が六月になるならば、農業者年金も六月一日ということになつていかなければならぬもんだと思うし、その点はどうなんですか。

○政府委員(森政治君) ちょっと言葉が、順序が反対になつたものですから逆にとられてしまいまして、それとバランスを失しないように措置してまいりましたが、その年金の動きを見て、そういうことでござりますけれども、来年以降の問題につきましては、他の年金の動きを見て、それとバランスを失しないように措置してまいりたい、こういうふうに言いかえた方が適切であった

○鶴園哲夫君 それはわかりました。
それからもう一点は、農業者年金の短期加入に対するところの経営移譲年金というものの支給が去年から始まつたわけですね。去年の一月から短期加入の経営移譲年金というのが始まつた。この二月で一万三千何がしという人たちが、短期の加入者として経営移譲年金の支給が始まつたわけですから、ですから従来から農業者年金に対します加入者が思わしくないのでないかというような感じを抱いておつたわけですけれども、具体的に去年からこういう年金の支給が始まつて一万数千名の者が受けておるということになりましたから、したがつて、従来から感じとして農業者年金に対する加入が少ないのでないか、思つたより前進してないのじやないかという点について、これは具体的に前進しているのではないかというふうに思つておりますけれども、どういうふうな見通しを持っていらっしゃるのか、お伺いいたします。

○政府委員(森整治君) 去年から始まりまして、先生いま一月までとおっしゃいましたけれども、ことしの三月までで一万六千人余りの受給者が出ておるわけでございます。こういうことで、一応われわれ、加入者に関する限りは非常に喜んでおられるということでござりますけれども、まだ制度によりまして受給者が実際に年金をもらいましめたのが去年の一月からでございますので、全体的にいまどういうふうな効果といいますか、そういうものが発生をしておるか、概して言えば後継者移譲が約九割、九一・五%ということでございますから、そういうことで、いずれにいたしましても後継者移譲によります経営者の若返り、そういうような面、それから経営規模の細分化防止、こういう面では相当効果を税制の問題と絡みまして發揮しておりますというふうに考えておりまして、こらいう実績をもとに、加入の今後大いに促進に努めていかなければならぬのではないかというふうに考へておる次第でございます。

○鶴園哲夫君 もう一点伺いまして、そして予定の時間、十二時になりますからやめますが、私どもの手元に配付になりました農林省の参考資料によりますと、四十六年から始まつたわけですが、四十五年の一月から三月まで、これは三人、四十六年が九十万人、四十七年が百一人、五十年が百十六万人と、こういうようになつておるわけですが、この加入の状況を見ますと、四十七年以降頭打ちになつてゐるというような、停滞です。当初、この法律案が制定されますときには、四十五年だったと思いますが、四十五年の五月ですね、この法律を制定します當時には、政府の方の見解としては、加入者は四割程度の者が經營移譲年金の受給者となるだらうというような考え方を想定しておられたよう思ひますが、この百十六万人という加入者というのは、農林省当局がこの法律案を出したときの想定に比べてみてどういうふうに思つていらつしやるのか、お尋ねをしたいと思います。

○政府委員(森整治君) 目標数値は百六十五万人ということで、加入はそういう百六十五万人といふことではございましたが、先生御指摘のように五十年度末が百十六万人、五十一年度の末で百十三万人ということに相なつておるわけでござります。当初の加入目標より相当下回つておるというのが事実でござります。ことに、昨年百十六万人が百十三万人に減りましたということがあります。その人が百十三万人に減りましたと、私どもの分析によりますと、結局三万人減つていいわけでござりますけれども、新規に加入した者が四万人で、脱退した者は七万人、差し引き三万人減、こういうことでござります。その脱退した七万人——新規加入者四万人でなしに脱退した七万人の内訳の方を見ますと、六十歳に達した者が約五万人、それから国民年金の資格を喪失したと、そういうことで脱退した者が一万三千人といふことで、実態がああいうことに相なつておるわけでござります。結果、この加入者をもつと獲得しなければならない、また、そのためのPR

が必要であるうというふうに一応考えておる次第でございます。

○委員長(橋直治君) 午前中の質疑はこの程度にとどめ、午後一時三十分再開することとし、暫時休憩いたします。

午後零時三分休憩

午後一時三十六分開会
○委員長(橋直治君) ただいまから農林水産委員会を開いたします。

委員の異動について御報告いたします。
ただいま岩上妙子君及び梶木又三君が委員を辞任され、その補欠として吉田実君及び井上吉夫君が選任されました。

○委員長(橋直治君) 連合審査会に関する件についてお詫びいたします。

日本国と大韓民国との間の両国に隣接する大陸棚の北部の境界画定に関する協定及び日本国と大韓民国との間の両国に隣接する大陸棚の南部の共同開発に関する協定の締結について承認を求めるの件について、外務委員会に対し、連合審査会の開会を申し入れることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○委員長(橋直治君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

なお、連合審査会開会の日時につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○委員長(橋直治君) 御異議ないと認め、さよう取り計ります。

○委員長(橋直治君) 農業者年金基金法の一部を改正する法律案及び昭和四十四年度以後における農林漁業団体職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案、以上両案を一括して議題といたします。

休憩前に引き続き、両案に対する質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言を願います。

○鶴園哲夫君 午前中に農業者年金の問題につきまして、加入の問題について伺つたわけでありましたが、確かに百十六万という加入者が予想しておつたよりも少ないと、いう答弁がありました。四十五年から五十年の間に大変な農家戸数が減少いたしまして、ついに五百万戸を割つて四百九十五戸という、想像もしなかつたような大変な農家の減少があつたといふことも大きな影響を及ぼしておりますのではないか、かように考えておりますが、加入者の年齢別構成が出ておるのでありますけれども、それによりますといふと、若いところの層といいますか、二十歳から三十九歳といふところの加入者が大変少ないのでありますと言いますと加入者の中の一四・四%、そして四十

五歳から六十歳、あるいは四十五歳以上といふところ、この加入が大変に少ないということは大変問題だと思っております。

ころが六八%、こういう数字が出ておるわけであります。したがいまして二十歳から四十歳といふところ、この加入が大変に少ないといふことは大変問題だと思っております。

つまり、二十歳から三十九歳という約二十年の年齢の幅があるわけですが、その一四%に対して四十歳以上といふところは八五%と、五倍以上の数字になる。農業者の従事の状況は、それほど大きな差はないわけでござります。こんな大きな差はないわけであります。このことは、今後年金の財政問題の上に非常に大きな問題を投げかけてくるのではないかという懸念があるわけあります。

御承知のように、昨年の一月から短期の加入の農業年金の支給が始まつておるわけでありまし、これから次々に増加をしてくるわけであります。このところが大変に少ないといふことは、今後の年金の財政問題に大きな影響を及ぼしますし、これから次々に増加をしてくるわけであります。このところが大変に少ないといふことは、今後の年金の財政問題に大きな影響を及ぼしますが、このところが大変に少ないといふことは、今後年金の財政問題に大きな影響を及ぼします。

そこで、若い人の加入につきましては、昨年の改正で特定後継者の割引をして、國庫負担を半分づけるということと昨年の改正をいただいたわでござります。これらの加入の促進に努めると、そのことはいろいろ逆に御批判があるわけでござります。

○委員長(橋直治君) 先生御指摘のように、農業者年金の加入者の年齢構成が、高年齢者層の割

合がきわめて高いということは御指摘のとおりでございます。先生いま言われました数字はどうも五十年の数字のようでござりますが、五十一年度もいま先生の言われました区分で申し上げますと、四十歳未満の若齢層の割合が一三・三%、一

%ちょっと違つますが、四十歳以上が八六・七%、こういうふうになつておるわけであります。先生も触れられましたように、現在男子の農業就業人口がどうなつてゐるかということを述べますと、四十歳未満が三二・一%、四十歳から五十九歳が六七・九%といふことでございまして、確かに高年齢者層に傾いておるというわけでございます。これでいきますと、最初から若年齢層の比重が少ないということは予定はいたしておるもので、やはりこれからだんだん加入者数が減りまして、確かに受給者がふえてくる。そういう割合がござります。これでいきますと、非常に問題でございます。

たゞ、農業者年金の制度の発足をいたしましては完全積立方式とということを堅持してきておるわけでございまして、将来の年金財政を健全に運営していくためにはその方式が必要であるという審議会の建言もございます。そういうたてまえを保持してきておるわけでござります。そのたてまえで行く、完全積立方式で行く限りは、制度の運営、財政上問題はないはずでございますけれども、たゞそのことはいろいろ逆に御批判があるわけでござります。

そこで、若い人の加入につきましては、昨年の改正で特定後継者の割引をして、國庫負担を半分づけるということと昨年の改正をいただいたわでござります。これらの加入の促進に努めると、そのことはいろいろ逆に御批判があるわけでござります。

特定後継者の割引制度等もせつからずで、この一月から始まつたばかりでございます。こういう制度の改善、いろいろな年金の引き上げ等も行われておりますし、そういう制度改善をしておることや、制度の普及啓蒙ということを通じまして、若い人たちの加入を強力に促進していくかなければならぬ、またそういう措置を考えておるわけでございます。そういうことで、特に五十二年中に短期特例措置の切れる方々が相当数あるわけでござります。私ども、後継者それからそういう方々の加入につきまして最大の努力をとりあえず図つていくということで、当面対応をしてまいりたいというふうに考えておるわけでございます。しかし、いろいろ完全積立方式についてその場合にどういうふうになつてまいるかということはございましようが、少なくとも五年に一回行われる財政の再計算という場合に見直しが行われるというわけでございまして、今後の加入者がどういうふうになつていくか、受給の動向がどういうふうになつていくかとともに絡み合せながら、また制度についてのいろんな御意見、御要望がござります。そういうものも全部かみ合せながら、今後財政の問題については十分検討をしていただきたいというふうに考へておる次第でござります。

やかに実施していく必要があるのではないか、こういう考え方を持つておる一人であります。何せ就業構造が、年齢構造がほかの産業と本当に徹底的に違っておりますから、そういう意味合いにおいて、修正積立方式の方を速やかに検討していく必要があります。それで、農業者年金の財政方式につきましてはかねがね御指摘を受けておるわけでございますが、先ほども申しましたように、また先生御指摘のように、加入者の年齢構成が他の年金に比べまして高齢者の割合が高い。また、将来被保険者が減少するということが見込まれております。ということを考慮いたしまして、将来にわたり年金財政を健全に運営していくためには、国民年金審議会も指摘しております通り、現在そのために完全積立方式をとつておるわけでございます。

ただ、先ほど申しましたように、加入の今後の推移、あるいは年金の受給の動向、それから今後の御要望ござりますよういろいろな問題、それらを全部織り込んで考えました場合に、さて果たして保険料の負担というのがどういうことになつていくかという確かに問題はあるわけでございまして、そういう問題は当然今後の検討の課題になるわけでございますけれども、やはりこういった特殊な年齢構成、特殊な保険集団の前提からまいりますと、私どもはできるならば完全積立方式といふものをあくまでも貫いてまいりたい。それは理想であるかもしけないけれども、ともかく現状としてはその方式で行かざるを得ないし、また行くべきであろうというふうに考えておるわけでございますが、ともかくいろいろ婦人の加入問題等、あるいはいろんなそういう御要望もあるわけで、そういう問題全体を含めまして、今後の年金の方等も考えながら制度全般について今後慎重に検討をしてまいりたい。

ともかく、もう一回くどいようですがれども、いまの方々で行って将来どうになるかということは、その段階で考え方があるかも

○説明員（山本純男君） 御質問の趣旨は、一つは、そういう特殊な年齢構成というものから財政の将来いかがであるかという御質問と、技術的な問題として、年金の財政のやり方をどういうふうに持つていくべきかという二点であったかと思われます。

まず、前の点につきましては、基本的にこの年金制度が農業の経営者という方に着目をいたしまして構成された制度でござりますので、やはり労働者のように親子ともにそれぞれ労働者として主体的に働くという階層と違いまして、どうしても生涯のうちこの制度の対象になる期間がやや短く、しかもそれが高齢の方に偏るというのは、これは農林省からも御説明がございましたように、始めたときからある程度予見されたやむを得ない状況でございまして、それだけに財政状況が非常にむずかしい問題を抱えている問題だと思いますが、それにいたしましても、若年齢層の加入が制度創設しましたときの期待から見ましてもやや十分でないという点は、そういう実績が出てまいりまして、昨年の改正でもそういう点に配慮した農業後継者という方を優遇して加入を促進するという改正も行われたという次第でござります。そもそもは考えておりまして、そういう努力を前提にいたしますれば、この制度の財政というものは必ずしも悲観すべき点ばかりではないというふうに考えておるわけであります。

そういう意味で、財政のあり方につきましても、今まで積立方式をきわめて強く打ち出してまいつたわけでございまして、これにつきまし

て、他の私ども所管いたします厚生年金保険なり国民年金、あるいはそのほかの共済組合といったような制度の財政方式で積立方式をやや修正するというやり方をやつておりますのですからそういうもののを見習つてまた財政方式を改めてやるという御意見があることも十分承知いたしておるわけでございますが、実はさきに申し上げました財政が非常に見通しが暗いと申しませんけれども、大変困難の多い財政状況にあると、そしてまた年齢構成も他の年金制度と比べましてやはり高年齢層が多い、あるいは将来に向かつても加入者が非常に大きくふえるという見通しもまだはつきりいたさないという状況でございますので、そういう財政方式を改めるかどうかということも大変むずかしい課題になつておる、どうしても非常に慎重にならざるを得ない課題ではないかと思つておりますが、そういう御要望の強いことは十分存じておりますので、また今後ともこの制度の方、さらにはその財政の持つていてき方というものを考えます上では、そういう御意見をも十分踏まえながら検討してまいりたいというふうに考えております。

になりますと、これはやはり将来にわたって、もうそう遠くない機会に大きな問題になつてくるのではないかというふうに思いますから、いま申し上げたような完全積立方式で行かれるが、しかしやはり速やかな機会にそいつた面等も十分検討の上に、いろいろなやはり修正積立方式の方向を考えていただくように、ひとつ要望いたしておきたいと思います。

それからもう一つは、この手金を受給するこ

は、六十歳になる前に一定期間の保険料を納めるという必要があるわけですが、しかし、この年金が始まりまして実施に移しましたのは、四十六年の一月一日に発足をしたわけであります。が、なかなか農村の状況でもございまして、その趣旨の徹底が十分に行き渡らなかつたということもあって、いま五十二年の一月一日の現在で言いますと、大正五年、大正六年、大正七年、大正八年に生まれた人たちといふのは、もう加入が時効で消滅しているわけなんですね。しかし、つながるなりまからでもひとつ掛金を払つて加入したという考え方には、これは農家の間には相当出てきているわけですね。というのは、昨年から短期加入の年金受給者が続々出てまいつておりますから、そういう意味で、そういう年配のところが、高年齢のところが、まあ時効にかかるたれどもこれからひとつ何なら入りたいと、こういう要望が、考え方というものが相当農家の中に出ておるわけですから、その実情を農林省はどういうふうに把握していらっしゃるか、まず農林省の方にお尋ねをいたしたいと思います。

○政府委員(森整治君) 御指摘のように、制度は二十年かけて年金をもらうというのが基本になつてゐるわけでございますが、その経過的な措置といたしまして、御指摘のような五年ないし十九年保険料を納付すれば年金がもらえる、こういう期間短縮措置が制度創設の際にとられたわけでござります。それがちょうど五十二年に集中していくる問題が、問題といいますか、保険料を納めなければ年金の受給資格に結びつかないという事態

になつておることは御指摘のとおりでござりますが、いまそういう方々につきましてさらに特例的に加入の道を開くということにつきましては、一
つは救済措置、簡単に申しますと年とつてから入
ればいいやと、救済措置があるとすればするほど
その期待感が生まれまして、この年金に入るとい
う、また保険料を払うという意欲を弱めるのではないか、こういう考え方があつたるわけござい
ます。否定的な考え方があるわけです。それから
もう一つ、經營移譲を行つような、予定する人たち
が入つてしまひまして、いわゆる逆選択、保険
の逆選択が生ずるおそれがあるのではないか。ま
た、逆に今度は、いま先生の御指摘と逆に、年金
をもう受給できないからということで經營移譲を行つてしまつたという者があるとすれば、これと
の間に不公平が生じはしないか、こういうような
いろいろむずかしい問題があるわけでございま
す。

めには短期特別措置で五年ないし十九年という定期間の保険料の納付を行うという納付済み期間というものが必要なわけございますが、いろいろな事由によりまして、特にこの年金が発足いたしました当時、ちょうどいままでの期間の間で当初事務的に処理がうまく行われてないという話がいろいろ出ておるわけでございます。端的に申しますと、農協の支所で受け付けたけれどもつながってないというような話まで出てまいりまして、大変聞き苦しいお話をして恐縮でございますが、そういう一部事務的にこちらの不手際みたいなものも事実あるわけでございまして、そういうものにつきましてはケース・バイ・ケースで、裁定に当たりまして保険料が未納になつてているというようなものをいろいろ救つてまいるというようなことにつきましては、十分年金側としても事務処理によりまして処置を行つておるわけでござります。

本論に戻りまして、先ほどの御指摘の問題につきましては、私ども今年度ともかくことで保険料

くさんあるし、それから年金額も毎年——毎年と
いいますか、何回か引き上げを行つております
し、使用収益権でも経営移譲がいいんですよと
か、あるいはそういう特定後継者については割り
がござりますよというようないろいろな話を絡みます
まして、PRを当面、今年中はまずそちらの努力
を払うべきではないだろうか。先ほど申しました
ように、いろいろ保険財政の問題もございます
し、大いに加入促進というものがこの制度を支える
一つの当面の緊急の課題であるというふうに認識
をいたしておりますわけでござりますので、その努力
をして、その上でその結果どうなったかと、こう
いうことからもう一回いま御指摘の救済すべきだ
ろうかどうかということにつきましては、いろい
ろな方々の御意見も聞きまして考えていくような
話ではないだろうか。いまのところ簡単に申しま
すと、そういうことはいまわれわれとしては言う
べきではないし、またともかく入ってくださいと
いうことでひとつ努力をしてみたいというのが、
現在のわれわれ事務当局の考え方でございます。
○鶴哲夫君 私、さつき申し上げましたよう
に、年金が始めたということもありますて、時
効にかかっている人たちがひとつぜひ入りたいと
いう、年金がつながるならばぜひ入りたいという
考え方を持つている人たちが相当出てきていると
いう状況でありますから、私としては、やは
りこれは何らかの救済措置をとる必要があるのでは
ないかと。ただ、局長がおっしゃるように、い
まで法律に従つて、法令に従つてやってきた者
とのアンペラの問題、バランスの問題等もあると
思います。一昨年になりますが、五十年の一月一
日になりますが、大正五年、大正六年に生まれた
時効にかかった人たちについては、法律を改正い
たしまして救済の措置が行われたわけあります
し、なおこどしの衆議院の予算委員会であつたか
と思いますが、国民年金の加入漏れの問題につき

まして厚生大臣が、救済の道を検討してみたいといふことを発言しておられるのですから、この國民年金と非常に密接不可分な関係にあります農業者年金につきましても、同じよう私せひここでひとつそういうことの救済の措置を検討してみるべきではないだらうかと。もちろん、局長のおっしゃる加入を促進をすると、あるいはいままで法令に従つて掛金を掛けた者とのアンバランスの問題も確かにありますけれども、私はいま申しましたようにひとつ救済の措置をやるべきではないかと、こういうふうに考えておりますが、厚生省の側の見解を聞きましたいと思います。

そういう意味で、私ども大変むずかしい課題を仰せつかつたわけでございますが、実は農業者年金の場合には国民年金の場合と比べまして、また一段とむずかしさが重なつてゐるわけでございまして、それは一つには經營移譲という一つの要件がありました上で六十一・六十五歳の間の年金上の処遇の問題、六十五歳以降の処遇の問題と二通りございます。国民年金の場合には、六十五以降を年金を出すかどうかだけの單一の問題でございますが、そういう二重の役割りを持ったものだけに、国民年金と比べますとまた一段とむずかしさがあるうかと思うのでござりますけれども、御指摘の趣旨は国民年金の場合と同じような御趣旨として十分私ども自覺しておりますので、農林省当局とも十分意見を交換しながら、引き続いて検討してまいりたいと思います。

○鶴園哲夫君 次にお伺いをいたしたいのは、この農業者年金基金がありますが、この基金が農地の買い入れ及び売り渡し事業、また農地等の取得資金の貸し付け事業、この二つの事業が行われておりますが、そしてこの年金制度と相まって農業の近代化、さらに經營規模の拡大に資していくこうという、そういう政策的なものが入っておるわけであります。そこでこの五十一年度末、これは農林省から提出されております参考資料によりますと、農地の買い入れが今日まで二百四十八件、それで三千五百五十一ヘクタール、金額は四十億円、売り渡しが二百五十一件、二千三百三十一ヘクタール、二十六億円、貸し付けは千百七十九件、七千六百五十七ヘクタール、金額は百二十三億円、これが農業者年金基金が取り扱つておる農地の買い入れ及び売り渡し、さら付けの上限がないという大変有利な融資になつています。

そこで、この事業はいづれも大変有利な制度金融と言つてもいいと思いますが、制度金融の中では大変有利な制度であつて、三十年年賦そして年利三分というものが原則になつておる、しかも貸し付けの上限がないという大変有利な融資になつています。

おるわけですけれども、ところが見てみますと、一件当たりのヘクタールというのが大変大きいんですね。一件当たり七、八ヘクタール、十ヘクタール。どういうわけかと思ってよく見たら、これは北海道だけになつてゐるんですね。さらに少し調べてみましたら、この利用状況を見ますといふと、基金の売買、基金が買入、そして売る、それは全部北海道、たつた一件だけ内地があるんですね。それで北海道さまざまということになるわけですが、北海道から言えれば仮様に次いでありますといふと、どう言つてはいるそうですが、どうなんだろうと。偏つてゐる、これはどうしたことなんだろうと。また貸し付けですね、これは先ほど申し上げました百二十三億円貸し付けておるわけですが、これども、この四分の三が北海道なんですね。それで四分の一が内地、わかりやすく言えば内地ということになるんですが、ところが全然貸し付けてない県というものが十五県あるというんです。これは理事長である中野さんがこの間書いておりまして、それで貸し付けてない県が十五県もあるというのでは、これはどうもえらい問題だという気がするわけであります、なお一件でも取り扱つた農業委員会は五箇所しかない。ほとんどの農業委員会が、九五%の農業委員会が一件も取り扱つてないと、こういうようやうな数字が出ておるんですよ。

これは、時事通信が出版している「農林經濟」です、その中に中野さんが書いていらっしゃるのですが、これはえらいなあと思つて、しかしこれは御承知のように条件がきついですから、離農者の一括取得という原則がありますから、ですから農業基本法に基づいた典型的なと言つてもいい離農の形が北海道では行われたわけでして、農業基本法の模範みたいなものが北海道で行われたわけです、が、それ以外のところではなかなかこの事態は進まなかつたことは農業白書等においてもはつきりしておる。事實としてそのとおりなんですから、こういう事態が生じたのもやむを得ない面がある

業者年金ということで全国の農家から集まつてゐる金、それをこういう制度金融と言つてもいいと思いますが、制度金融としては非常に有利なやうな方、しかもこれが農業者年金と表裏一体になつてありますか、一体になつて近代化あるいは經營の規模の拡大に貢献していくこうという農地の賣買さらに貸し付け、これが北海道だけに偏るということはこれはいろいろ問題がある。これは農業委員会なり、県なりの指導について問題があるのではないかではないだらうかというふうに思ひますし、また農林省の側におけるPRについても、やはり不足している部分があるのでないだらうかと、いう感じがしてしようがない。

ただ、私は先ほど申し上げましたように、典型的な離農の形をとつたものについては北海道がもう圧倒的であつたわけでありますから、この事態が、あつたことは大部分は理解がつきますけれども、多くは理解がつきますが、なお努力をしなければならぬ点があるのではないだらうかと、こういうふうに思ひますので、そういう問題についてひとつ御見解を承りたいと思います。

○政府委員(森整治君) 農業者年金基金が行つております農地等の売買、融資業務、その実績の内容につきましては、先生御指摘のように、売買業務につきましては熊本を除いてすべて北海道で行われたものである。それから融資業務につきましても件数で六割、面積で九割が北海道に集中しておりますということは御指摘のとおりでございまして、また先生御指摘のように、この業務の実績につきましては、私どもやはり経営移耕年度と離農給付金の支給物件に適合するような離農が北海道に比較的に多い。全体的に見ますと、いわゆる離農率、四十五年の農家数に対します離農農家の割合ということです北海道と都府県を分けて見てみますと、四十五年から五十年にかけて見てみますと、四十五年と、北海道で離農率といふことで出してみますと二三・一%ということでござります。都府県が一

○、四%ということで、そういうことで、農場が北海道ではいわゆる内地ほど深刻な話としてではなく行われるという傾向があるということは、御指摘のとおりでございます。それが、一つの大きな背景になつておるのはなかなかかといふうに思つておるわけでございます。

それからもう一つは、やっぱり北海道におきま農地の売買というのが農場単位で行われるといいますか、同時に非常に面積が多い、そういうことでなかなか自己資金だけでは対応できないような大面積の移動が行われるということによるのではないだらうかというふうに思つておるわけでございまして、まあそれにいたしましても内地でございませんが、まあ離農農家がないわけではない、そういうことから考えまして、いまのようないろいろ業務の体制等にそういう問題がないかと言われますと、そこまでございませんと言つた場合にはなかなかまらないのが実態でございまして、正直申しますと、この年金の指導というのが、県はむしろ監査指導みたいな立場で行つておるわけでございます。今後の加入の問題につきましても、いろいろ業務運営につきましても、県庁をむしろ積極的にかましていくのが、今後一つの大きなやり方ではなかろうかというふうに内部では検討をいたしておるわけでございますが、まあそういう問題はないわけでは私はないといたします。しかし、全般的に申しまして、北海道に一番すっぽりはまるような、要件にいたしましてもそういうものになつておるというのには、これは否めない事実ではないだらうか。

そこで、いわゆる第三者移譲的なものが北海道でよく、内地といいますか、全体的に後継者移譲というのが九割で第三者移譲がたしか八%であつたと思いますが、そういうことからいたしまして、この制度を無理に内地に拡大していくのがいいのかどうかということも、いろいろまた考えなければならないのではないか。むしろ逆に、農村から集めてまいりました資金のその一つの運用方法として自己拡大に直接結びつけたというのがこの制度でござりますから、そうでないにしても、

やはり農村選元を何らかこの資金で考えていくと
いう方法も、一つこの制度の年金の使命としてあ
るわけでございます。そういうものとも合わせな
がら、いろいろ指導なり普及なりを図っていくの
が妥当ではなかろうかというふうに考える次第で
ござります。

○鶴園哲夫君 私は、農業委員会に問題があるんじゃないだろうか。活用する面はあり得ると思いますから、やはり農業委員会の活動が、先ほど申し上げましたように、一件だけでも取り扱つた農業委員会というものが全国の中で五分にすぎないという点等も考えますと、やはり農業委員会が積極的に農業者年金の資金の利用の問題、手続その他のについて積極的にこれを理解をし、そして進めていかなきやならぬ問題があるんじゃないだろうかという懸念をいたしております。

その点について後ほど御回答を願うと同時に、もう一つお尋ねをいたしたいのは婦人の問題であります。これはこの委員会におきまして辻さんが何回かにわたりまして、始終農業者年金が出来たびに婦人の加入の問題について要望をしてきましたので、私がこの婦人の問題について少し調べてみました。加入を見ますというと、百十三万戸の中で六%程度の婦人が入っている。しかし五十年の農業センサスによりますと、農業に百五十日以上従事する人、これは女性の方がはるかに多いわけであります。十六歳から五十九歳、これをとりますと、これで百五十日以上農業に従事している者、男性が百三十七万、女性が百七十五万、圧倒的に女性の方が多い。さらに農家を見ますというと、女性だけの専従者のいる農家、それが六十一万戸あるわけであります。非常に大きな数字です。しかも日本の農業經營といふのは、御承知のとおりに自作農經營形態でありまして、だから一体になって働いている、そういう農業經營に

なつてはいる。主婦とそれから主人、これが一体になつて働いているというのが典型的な農業経営の形になつていて、

さらに、よく言われますように、日本の農家の中の五割は主婦主導型の農業だと、こう言われている。そうなつちやつた。そうなりますといふと、私は男性の加入者だけではなくて、女性の加入者の道というものをもつと積極的に聞く必要があるのではないかといふに考へるわけです。いま入っております五万ぐらいの農家、女性の加入といふのは、これは小作の形態にしたり、いろいろな形態にして女性が入つてゐるんだろうと思うのです。でありますか、もつと女性が入るというう、そういう道を積極的に聞く必要があるんじやないだらうかといふふうに思ひます。これは農村に行きますといふと、鹿児島は六割は主婦主導型の農業と言われている点もあるかとも思ひますけれども、主婦の農業者年金に対する考え方というのがやはり相當に高まつてきている。実態も先ほど私が申したとおりでありますから、ですから主婦の、女性の農業者年金に加入する道というものをもっと積極的に広げる必要があるという点を考えておるわけですが、先ほど申し上げましたものとプラスして、いまのものと、ひとつ答弁をいただきたいと思います。

○政府委員(森整治君) 農業者年金の実際の業務の最前線組織というものは農協と農業委員会ということでござりますから、先生御指摘のとおり、今後とも県段階、それから一番重要なのは末端の段階でござりますから、これらによくこの制度の趣旨を徹底をいたしまして、加入にしろ、先ほど御指摘のような売買なり融資の業務の問題にいたしましてもよく徹底をするように、われわれとしても今後十分指導をしてまいりたいと考えております。

それから婦人の加入問題でございますけれども、この問題はかねがね本委員会の先般の制度改革の附帯決議にもござりますように、いろいろ御指摘を受けておるわけでございます。ただ、先生

も触れられましたように、国民年金の方は夫婦で入る、こういうたてまえでございますが、この制度はそういう国民年金の上に乗つかってといいますか、一体となって六十歳から六十五歳までの方の經營移譲年金を仕組んでおるわけでござります。そこで、よく言われますように、老後の保障だと、こういうことで仕組まれておる。そこで、権利の移動をもつて年金の支払いをするという仕組みになつておるわけでございます。

したがいまして、日本の農業自身が、家族経営といいますか、そういう形で行われておるのに、そういう擬制をして——擬制と言うまでのこともない、要するに農業經營者だ、しかもその後継者など、こういうことで仕組まれておる。そこで、入の対象者というのはあくまで農業の従事者でない、要するに農業經營者だ、しかもその後継者押さえておるというところに、なかなか主婦の加入問題というこの制度的な仕組みを考える場合のむずかしさがあるというふうにわれわれは考えておるわけでございます。從来から、いろいろ議論をいたしますと、實際に經營をやっているのは奥さんである、主人は兼業農家であるという場合に、なぜ主婦がダメなんだ、それは形式的に言えば、結局権利の主体でないから農業經營者じやない、じや、今度逆に夫婦でいろいろ働いておる場合、普通は夫に所有権なり使用権があるわけでござりますけれども、妻の方は単なる従事者である、したがつてこの対象とならないと、こういう論理で、非常になかなかはめ込みにくいといふことがござります。しかし、從來の研究会の議論でも、結局それならば短期の受給資格しか得られなかつた、いうようなことが考えられないかと、こういうような意見もござります。

したがいまして、遺族年金と主婦の加入問題、それらは絡み合つておる問題であると私どもも認

識しておるわけでござりますが、だからといつて、遺族年金で行くとか、主婦の加入はどうだとかいうことは、いまわれわれ結論を持っておらぬわけでございますが、御指摘のように、婦人の地位といふのは實際の農業の中では確かにもう六割を超えておると、そういう現実を踏まえますと、やはり何らかの対応策を考えなければいけないのではないかという問題意識は持つておるわけでございます。そこでことしの秋、いろいろ当院の附帯決議で残された問題もわれわれ持つておるわけでございますから、研究会などを開催いたしましていろいろな方々の御意見を聞き、われわれも積極的に議論に参画をしながら、この問題の解決に当たつてまいりたいというふうに考えておるわけでございます。

○鶴哲夫君　いま局長のお話のありましたように、そういう問題も確かにあります。百十三万の加入者の中に女性が約五%ほど、五万六千ぐらいいの女性の人が入つておるわけですが、先ほども申しましたように、女性だけが専従している農家というものが六十一万戸、そして従事者の中の女性といふのが六割と、さらに百五十日以上農業に専従するいわゆる基幹専従者、文字どおり専従者、その数も六割以上というものは女性、こういう形になりましたから、そこで処理の仕方によつては女性が入る道というものを、女性の入つておる道といふものをやりようがあるというふうに思いましたし、それから先ほど局長がちょっとお触れになりましたように、いま五割は主婦主導型の農業だと、こういうふうに言われる形になつておるわけですが、その場合に、主婦の側から言いますと、やはり遺族年金みたいなものを考えてもらら必要があるという意見が相当強まつておるわけです。局長もちょっとおっしゃつたですが遺族年金、つまり掛け捨てになつてしまふと、それを防がなきやいけないという点もありますし、ですから、いまの遺族年金の問題をやはり検討する必要があるということと、女性の入る道といふものをこれもつと積極的に広げていく必要があると、こう

うふうに思います。そこで、厚生省の側の見解を聞きたいと思います。

○説明員(山本純男君) 女性の問題というのは、

年金制度全体にとって大変むずかしい問題がある

わけでございまして、ただいま御指摘のように、農業者年金の場合でも、女性であって実質的に農業を主宰している方々の加入の問題と、家族従業者として働いておられる女性への遺族給付という二つの問題があることは、かねがね私ども十分承知しておりますわけでございます。

まず、加入させることができいかがかという問題につきましては、先ほど御議論ございましたよう

に、加入者が限られております本制度の中で、加入対象が広がっていくということは制度が健全になることでもございますので、そのこと自体は大

変結構かと思うのでございますが、やはり制度の創設されました趣旨というものが、農業経営主といふものとの老後の保障を手厚くするところから始まつたものであるということと、あわせて農業を

政策的な意味合いからの幾つかの政策目標をあわせて実現していくということにあつたかと思いま

すので、そういう趣旨とくまくマッチした案ができるもののかどうかについては、技術的に大変むず

かしい点があるということをかねがね農林省からもわれわれ伺つておるわけでございまして、その辺うまく合理的に両立するような考え方があるのかどうか、私どもまた十分農林省の考え方を聞きな

がら検討していくかと思います。

また、遺族給付の問題は、これはことに家族従業者である御婦人に対して、経営主が亡くなられ

た場合の遺族給付ということですと、これは必ずしも制度の根幹にかかわるというわけではないか

と思いますが、何分にもいま御指摘がありましたように、家族従業者というものと実質上の経営主

というものは時に同一の方に帰属する場合があつたり、大変そういう実態問題としてはまた整理のむずかしい問題があるというようなことも伺つておりますので、そういう問題とあわせて、また

私、財政のことは余り専門でございませんし、こ

とに農業者年金の場合にはまだ歴史も浅くて、数字的な検討も、制度を創設いたしました当時の資料でいまだに運営が図られておる状況でございま

すので、確定することを申せないのでございま

すが、厚生年金なんかに例をとりますと、遺族給付

というものは大体その制度の全体の費用の中で三分の一近い金のかかる項目でございまして、そ

う意味では遺族給付を創設するといいますと、実

は財政負担の面でなかなかかばかにならない金のかかる問題でござりますので、そういう負担の問題

との関係もまた考えなきやいけない、そういう幾つか検討しなきやならぬ問題が前提としてござ

ますので、その辺をいろいろこれからも検討を詰めいきながら、御指摘のような問題についても

考えてまいりたいというふうに考えております。

○相沢武彦君 六十分の持ち時間で、かなりお尋ねしたい項目がたくさんありますので、御答弁の方は簡潔にお願いします。

最初に、農業者年金法の一部改正案の方か

らお伺いしますが、言うまでもなく農業者年金制度は、農業者の経営移譲によって農業経営の近代化、合理化を促進しようとする構造改善の目的

と、農業者の老後生活の安定、福祉の向上を目的とした年金給付を行う、こういう二つの目的を持

つているわけでございまして、経営移譲を前提とする政策年金ということで位置づけられていると

思います。

そこで、本年度の実績なんですが、経営移譲に

よる受給権者数は月々増加をしておりまして、昭和五十二年三月現在で見ますと一万六千二百十九人という数字です。この経営移譲率は農林省の当

初の予想数値と比較してどのようになつてゐる

か、その数字に対しても農林省としてはどうい

う評価をなさつてゐるのか、まず伺いたいと思いま

す。

○政府委員(森整治君) 当初の経営移譲の見込みにつきましては、まあいろいろあるわけでござ

りますが、現在の一万六千二百十九人という実績は

全体から見ますと二四・八%ということに相なる

わけでございますが、このほかに実は裁定の申請者数が二万二千人でございまして、うち受給者が一万六千人というわけでござりますから、この裁定申請者数で見ますと三三・四%ということに相

なるわけでございます。で、これがまあ当初の見込み、六十歳の終了時で二八%、到達時で二五%

というところでございます。私が先ほど実績として申しましたのは、六十歳到達時の者の実績とい

うことでございますから、まだ一年ちょっとでござ

います。そういうわけでござりますから、この数字自身でわかに判断をするわけにはまいりませ

んが、当初見込みを若干上回る傾向というのが常識ではないだろうかというふうに思うわけであります。これは六十四歳までになった時点で締めてみませんと、結果的にはまだわからないというこ

とになるわけでございますが、一応むしる当初見込みを上回るという人の意見の方が多いようでござります。

○相沢武彦君 それで、経営移譲された内容なんですが、移譲先についていたいたい関係資料を見ますと、後継者移譲が一万四千八百四十二名、第

三者に対する移譲が千三百三十九名という数字で

す。これについて、もう少し具体的に説明をいた

だきたいと思います。移譲された農家の階層なん

ですが、どういう階層を中心に行われたのか、規模の大きさですね、これがどういうふうになつて

いるか。

○政府委員(森整治君) この経営移譲、後継者移譲がいま言わされましたように九一・五%でござ

りますから、面積別の構成比と移譲者、後継者移譲の階層別の構成比の間に余り差はないようございまして、どこに偏つておるというふうには言えないのではないかというふうに思ひます。したがいまして、これは喜んでいたいでいるわけ

ついでございますが、昨年から年金の受給が

始まりまして、これは喜んでいたいでいるわけ

ですから、そのほかに昨年度の制度改革でいろいろ年金を増額をしたり、今回のスライドも一つの

P.R.の要素になると思いますが、使用収益権でも

経営移譲できますよということ、去年の制

度改正で特定後継者の保険料の軽減があつたとい

うような、こういうことについて、特定後継者

第三者移譲の実績でござりますが、一ヘクタール未満層の割合が八四%ということで、そういう小さい方から第三者移譲が行われておるというふうに見ておるわけでございます。

○相沢武彦君 年金加入率の問題なんですけれども、資料によりますと、加入率の推移というの

まことに不本意な経過をたどつていています。特に昭和四十六年度から五十一年度まで過去五年間の

平均増加率を計算してみると、わずかに三・七%増というきわめて低い数字になつていています。特に昭和五十一年度では四十九年度よりも下回つてしまつたという減少傾向さえも示すようになつたんですが、これまで懸念されていたいわゆる農林省のP.R.不足というものが、ここに至つて数字の上にはつきりあらわれてきたんじやないかというふうに思えます。このように、年金の収入と支出のバランスが破綻をしてしまおそれ抱かざるを得ない。年金の将来に大きな不安を感じてくるわけなんですが、年金が農業経営主から積極的な評価を受けるために、農林省としての改善策、それから促進策、これは現在考えておられるのかおられないのか、どう対処するおつもりなのか、明確にしていただきたいと思います。

○相沢武彦君 それで、経営移譲された内容なんですが、移譲先についていたいたい関係資料を見ますと、後継者移譲が一万四千八百四十二名、第

三者に対する移譲が千三百三十九名という数字で

す。これについて、もう少し具体的に説明をいた

だきたいと思います。移譲された農家の階層なん

ですが、どういう階層を中心に行われたのか、規

模の大きさですね、これがどういうふうになつて

いるか。

○政府委員(森整治君) ちよつと先生、数字の点でございますが、四十九年から五十年では若干ふえまして百十六万人、それから五十一年に

百十三万人というふうなことが大きく影響をして

いるようでござります。

等のそういう移譲権はことしかでございますから、まだよくそういう内容を御存じない方が多いのではないか。現に、いろいろ未加入の理由を調べてみますと、約五割はちょっと理解が足らない、制度の内容を知らないという方がどうも多い

そこで、これらについて今後制度の理解と普及を進めることができこの制度の維持、またいろいろ財政問題等に対する回答になるのではないだろうかというふうに考えておりまして、ことに五十二年中に期間縮措置によりまして、まだ加入保険料を払えばここで年金の受給資格が出るという方が非常に多いわけでござりますので、これらの方々を中心にいたしまして、いろいろパンフレットでございますとか、農村向けの放送でございますとか、先ほど申しました農協、農業委員会、そういう団体の指導徹底を図る。特に、未加入者に対する戸別訪問もあえて辞せずといふようなことで、強力にその加入促進を図つてしまいりたいと思いますし、また特定後継者につきましては、農業委員会ではその適用対象者名簿というのをつくりまして、それに基づきましてひとつ加入を勧めてまいります。

○相沢武彦君 もつともとP.R.不足の責任を痛感されて強化をしてほしいということ、加入の申し込み窓口である農協に対して、もっと協力を要請する等の努力をしていただきたいと思います。

それから、年金の收支報告についてひとつ説明を受けておきたいんですが、昭和五十一年三月三十一日現在の年金勘定の損益計算書。これを見ますと、百十三億円の当期欠損金を計上しているのですけれども、この赤字の内容について説明を欲しいことと、今後の損益計算書における欠損金の見通しはどうなるのか、この二点。

○政府委員(森整治君) 御指摘のように、百十三億円が当期欠損金として五十年度の年金勘定の損益計算書で、年金給付関係で計上されていること

は御指摘のとおりでございますが、これは簡単に申しますと、一応本来必要とされる保険料が月額二千三十円でございます。これに対しまして実際の保険料が千六百五十円。これは四十九年の改正の際に、これは五十年の一月から十二月まで千六百五十円で後は逐次政令で上げていくというのを、法律で修正を受けまして、国会修正後は、要するに五十一年の一月以降は別に法律で定めるということに改正をされた。そのためだけではないのですけれども、要するに千六百五十円で据え置かれておるということが主なこの欠損金として出てきた理由でございます。しかし、昨年度の法改正におきまして財政再計算を行いました、保険料も五十二年の一月から過去の不足分も含めて本来必要な水準に改定をいたしておるわけでございますので、五十一年度決算で出来ました損益計算書はそういうことから出ているもので、今後の財政計算におきます諸要素のとり方と実績値に相違がない限り、ことにこの問題に関する限り保険料の欠損金は発生しないという見込みを立てておる次第でございます。

○相沢武彦君 次に、加入者の年齢構成を検討しますと、たびたび取り上げられますように、いわゆる三十五歳未満の若年層の加入率がよくないわけですね。前回の改正で後継者加入について三〇%軽減という特定期間の加入特例措置が設けられたということでございますが、ことしの一月現在で五十七歳から六十歳と言つた方がよろしくございますが、この中には当然保険料の納付については、どういう検討を加えられようとしているのか。

○政府委員(森整治君) 恐らく御指摘の問題は、制度の発足の際に短期期間の加入特例措置が設けられたということでございますが、ことしの一月現在で五十七歳から六十歳と言つた方がよろしくございますが、この中には当然保険料の納付については、どういう検討を加えられようとしているのか。

○政府委員(森整治君) 恐らく御指摘の問題は、制度の発足の際に短期期間の加入特例措置が設けられたということでございますが、ことしの一月現在で五十七歳から六十歳と言つた方がよろしくございますが、この中には当然保険料の納付については、どういう検討を加えられようとしているのか。

○政府委員(森整治君) 婦人の加入問題は、非常に重要な問題だというふうに認識をいたしております。要するに、この制度の中にどういうふうに取り込んでいくかというそのむずかしさにつきましては、先ほどから厚生省から御説明がございました。私どもも実態とこの制度のつかまえ方との乖離と申しますか、そういうむずかしさについて御説明をいたしたとおりでございますが、この難問は、私どもといたしましては加入者をふやすということもございますし、何とか解決をしたいと思います。あと四十一歳から五十六歳までの方々につきましては、一応ことし、五十二年中に保険料の納付を開始すれば年金の受給に結びつくことになりますが、どういったふうに考へておるわけでございます。

○相沢武彦君 前回の法律改正のときも議論されました遺族年金の創設についてですけれども、農業者年金は誕生以来日も浅い、逐年法律改正によつて被保険者の要望を取り入れて充実を図つてはおりますが、今回の年金二法の改正案では、もう一方の法案である農林年金についてはもうすでに遺族年金制度を整備して質的向上は図られて

いる、これに比較して農業者年金の方ではまだ具体化されていない、こういう状態なんですが、ぜひとも早期にこの整備をすべきであると思いますが、この創設への見通しを伺いたいと思います。

○政府委員(森整治君) かねがね遺族年金を創設すべきだということにつきましては御要請がござりますし、前回の制度改正の際の附帯決議ということもございます。この問題につきましては国民年金との関連、まだその調整をどういうふうにしてやるかということと、もう一つの問題は、遺族年金を創設することによって何か經營移譲と關係があるという、端的に申しますと制度そのものが經營移譲の促進ということと何らか関連づけておられるのかというような、そういう基本的な問題がないわけではございません。なお検討の課題として残されておるわけでございますので、この点について、遺族年金の問題については非常に強い御要望があることは十分承知をいたしておりますので、先ほどの婦人の加入問題とあわせて、今年の秋に予定をしております研究会で十分討議を尽くしてみたいというふうに思つておる次第でござります。

○相沢 武彦君 本年金制度には、農地等の取得のための融資制度があるわけですが、貸し付け限度枠もありませんし、年利も低利である、比較的有利な条件が整つてあるといふことがあります。そこで、借り入れ希望が相当大きいと推測されるんですが、現在貸し付け計画に対する需要がどうなつてゐるのか、それから今後の資金枠の伸びの見通し、貸し付け計画についてどのよくなじみもりをついているのか、それからあわせて後継者のいぢみをされているのじやないかと思うんですが、この点傾向はどうなつてゐるのか、あわせて御答弁をいただきたいと思います。

○政府委員(森整治君) 農業者年金の行います農地取得の融資につきましては、被保険者が離農地をまとめて全部一括して取得する場合にということで適用をされておりまして、北海道、東北、

九州、農業的地域を中心順調に行われておるわけでございますが、五十一年度におきます融資枠三十五億ということで、貸し付けの実績は約三十億でござります。三十四億幾らということですべきだということにつきましては御要請がござりますし、前回の制度改正の際の附帯決議ということともございます。この問題につきましては国民年金との関連、まだその調整をどういうふうにしてやるかということと、もう一つの問題は、遺族年金を創設することによって何か經營移譲と関係があるという、端的に申しますと制度そのものが經營移譲の促進ということと何らか関連づけておられるのかというような、そういう基本的な問題がないわけではございません。なお検討の課題として残されておるわけでございますので、この点について、遺族年金の問題については非常に強い御要望があることは十分承知をいたしておりますので、先ほどの婦人の加入問題とあわせて、今年の秋に予定をしております研究会で十分討議を尽くしてみたいというふうに思つておる次第でござります。

これは、当初需要の見込みをとりましていろいろ検討をしていくわけですが、具体的に申しますと、需要の見込み額は毎年度当初農業者年金基金が農業委員会系統を通じて調査をしてしまして、それから年度ごとの融資枠を決めてまいりというやり方をやつておるわけでございまして、その後の資金枠あるいは貸し付け計画の一部を活用して行われるということでござります。

から、またこの融資制度そのものが非常に有利でございます。三分、三十年、据え置き三年という有利かつ長期にわたるということでござりますから、長期的な観点から年金の給付に支障を及ぼさないということで運用をしていくということに相違ないというふうに考えておるわけでございます。でも、第一義的には、年金給付の方は大丈夫だということを考えてから検討をしなければならない問題でございます。

そこで、この制度の給付そのものが昨年から開始されたばかりでございますから、先ほども申しましたように、どのくらい受給者があるだろうかが、この点傾向はどうなつてゐるのか、あわせて御答弁をいただきたいと思います。

○政府委員(森整治君) 農業者年金の行います農地取得の融資につきましては、被保険者が離農地をまとめて全部一括して取得する場合にということで適用をされておりまして、北海道、東北、

九州、農業的地域を中心順調に行われておるわけでございますが、五十一年度におきます融資枠三十五億ということで、貸し付けの実績は約三十億でござります。三十四億幾らということですべきだということで、両者を合わせると約六割ということに相なつておるようでございます。また後継者がない経営主、いまの百五十日以上従事する後継者でございますが、その者がいない経営主が約四割存在するということでございますが、逆にこれらの人たちはむしろ若い経営主で、後継者がまだないといいますか、まだ子供であるとか、そういうふうに思つておるわけでございます。いまの融資につきましては、離農した後跡地を一括取扱づけをしていくわけですが、具体的に申しますと、需要の見込み額は毎年度当初農業者年金基金が農業委員会系統を通じて調査をしてしまして、それから年度ごとの融資枠を決めてまいりというやり方をやつておるわけでございまして、その後の資金枠あるいは貸し付け計画の一部を活用して行われるということでござります。

から、またこの融資制度そのものが非常に有利でございます。三分、三十年、据え置き三年という有利かつ長期にわたるということでござりますから、長期的な観点から年金の給付に支障を及ぼさないということで運用をしていくということに相違ないといふふうに考えておるわけでございます。でも、第一義的には、年金給付の方は大丈夫だということを考えてから検討をしなければならない問題でございます。

そこで、この制度の給付そのものが昨年から開始されたばかりでございますから、先ほども申しましたように、どのくらい受給者があるだろうかが、この点傾向はどうなつてゐるのか、あわせて御答弁をいただきたいと思います。

○相沢 武彦君 北海道だけに限つて。

○政府委員(森整治君) どうもその調査は行ってないようでございますので、よく調べて御報告いたしました。

○相沢 武彦君 全国農業会議所が行つた五十一年度の農業後継者の意向に関する調査、この結果が農業専門誌に報じられてゐるのを見たんですが、それによりますと、経営の発展のために農地の規模拡大をまず望んでおられますし、今後規模拡大をしていきたいという積極的前向きの後継者の方が多い全体の四五・二%いらっしゃるということです。そこで、ぜひ融資事業に力を入れていただきたいと思うのですが、このネットになるのが相続問題なんですね。相続税ですね。そこで、相続税に対する不満や相続による経営の細分化あるいは共同相続人、こういった問題等について後継者は非常な悩みを持っていることがわかるわけな

なんですが、こういう諸問題については古くて新しい問題だと思うんですけれども、農林省としては当面この相続問題の中では何を重点に検討しておられるのか、これを明らかにしていただきたいと思います。

で見ましても、どうもこれは都市近郊のウエートー
が非常に相続について不安があるということは、
都市近郊の方が、まあ全般的にでござりますが、
常に強く出ておるようでございます。平地農村、
農山村、山村に行くに従いましてむしろ不安がな
いという答えが多くなっているということでござ
りますが、そこで直接のこの問題は、結局われわ
れの観点から見ますと、農業經營を細分化され
たくないという立場に相なるだらうというふうに思
います。逆に申しますと、一子相続とまでいきま
せんが、そういう形が望ましいということになる
のではないかと思ひます。この点につきまして一
子相続制度をつくつたらということで、民法の特
例法をかつて農林省も準備したことなどがござい
ます。しかし、これは憲法問題、憲法の基本の問題
にかかるということで、非常に困難だという結
論で、この問題については一応断念をしたかつて
経過がございます。

いうことで、これが大きな改正でございますが、これといま御審議いただいております農業者年金制度が四十五年に創設されました。この農業者年金制度と生前一括贈与による納税猶予制度との抱き合せをといいますか、でございますとどういうことになるかといいますと、さらに相続税の改正が五十年に行われておりますけれども、これはまた基礎控除の引き上げがござりますから、大体上回る額についてはその相続税のまた納税猶予が二十年間行われるということで、いまこの農業者年金の経営後継者移譲、いまの生前一括贈与、それと相続税の納税猶予制度ということですとつながつてまいりまして、そういう制度を活用してまいりますと問題はないはずでございます。

ただ、そうは申しますものの、ここでアンケートでも出しておりますように、都市近郊が非常に不安を持っておるということは、最近の若い人たちの非常に権利の意識といいますか、そういうものが非常に高まっておることも事実だと思います。そこで、いろいろこういう不安が出てきておるというふうな私ども認識を持つておるわけでござりますが、理論的には、また制度的な活用の方法をいたしましては、私が申しましたように、おやじさんが農業をおまえがやるなら土地をやると、こういうことですづつといきますと、そら不安はないはずなんです。まあそこはいろいろ個人の家庭の問題等もあるわけでございまして、それと農地制度でいろいろ不在地主になるとか、あるいは都市近郊だと在宅で通勤しているとか、そういうような話がいろいろ絡まつておるわけでございます。

そこで、これは農林省としても非常に重要な問題でござりますから、さらに実態はよく把握をいれられわれとして農業の経営者がこの制度に見られますが、やつぱり後継者に一括して、ずつと

分割されないで、後継者がいたずらな変な負担を負つて農業をやらなきやいかぬということもない。こうにせにやいかぬわけですが、やはり憲法上の問題という一線は越えられない。そこでいまのような総合的ないろんな対策で処置、対応をしていかざるを得ないのではないか。御質問の問題にお答えになつたかどうか知りませんけれども、私どもこの問題さらに実態を調べながら、よりよき解決方法の探求には検討は惜しまないつもりでござります。

○相沢武彦君 後継者の約半数近い人たちが、農業は自分の意思で、能力で自由にやれるんでやりたいと考えがある、こう言われているわけですし、いまもお答えのように、ぜひとも総合的に、またきめ細かいこの相続税に対する農林省の今後とも取り組みをお願いしておきたいと思います。

それから、年金基金の資金運用状況についてただしておきたいと思いますが、昭和五十一年三月三十一日現在で運用資金一千九十一億円、これのうち農林債券の有価証券に対して約過半数の五百七十億円、これを振り向けているんですが、この運用方法の最大のメリットはどこにあるのか、理由を伺つておきたい。

○政府委員(森整治君) これは端的に申しますと、積み立ての総額が千二百五億でございますが、これに直接農村還元としまして、先ほどの農地等の売買、融資勘定の貸付金が約百十三億ござります。それを差し引いた残りが千九十一億と、こういうことになるわけですが、これにつきましては、安全かつ効率的な運用を図るということから、比較的有利な金融債を購入するということにいたしておるわけでございまして、また一方の要請をいたしまして、農村還元といふことですが、まあ農民が農村から積み立ててまいった金でござりますから、そういう関係で農林中金の農林債券の購入に充てるというふうに運用をいたしております。したがつて、運用資産に占めます農林債券の割合が非常に大きなものになっておる。具体的には五百七十億運用されておるというのが現状で

○相沢武彦君 先週の日経新聞の報道によりますと、農林中金の資金がだぶついて融資制限を大幅に緩和する、また地方公共団体にも短期貸し出しを認めるということを大蔵省とも話し合っているようですがれども、私は、地方自治体は非常に困っているわけですから、これへの融資について妨害をするようなことを言うつもりはありません。しかし、資金が一兆五千億円もだぶついてということで深刻なら、貸し出しの金利を幾らかでも下げて貸し付け条件を有利にして、農林水産業の振興のためにそれをさらに効果ある活用をするという方法をもつと強めていいのじやないかと思うんですが、その点はどのようにお考えですか。

○政府委員(今村宣夫君) 御存じのとおり、農林中金の金といいますのは、一つは単協、信連を通して農林中金に上がつてきました預かり金と、それから農林中金が農林債を発行いたしました金と、それから農林中金が農林債を発行いたしました金と両方があるわけでございますが、系統資金におきます資金需要といいますものは、ちよつとほかの資金需要と違いまして非常に季節性がございます。それから地域によって、信連の力の弱いところ等におきましては資金がシヨートするというふうなことも時期的にはあるわけございまして、そういう季節的な、あるいはまた地域的な資金を全国的に調整するという機能を農林中金が持つておるわけでございます。

そこで、農林中金は、當時コールその他すぐ手当でができますような金を相当持つておるといふことが必要でございまして、これが金融が緩和しますとそういう部分の金がふえていくという、そういういかがつこうに相なつておるわけでございますけれども、これは季節的な資金の状況をごらんをいたしますとそり足りなくなりまして、日銀から二千九百億ぐらい借り入れをしたというかがつこうになつてお

ります。五十年にも、大体一月末には四千三百億ぐらいの金がありましたがけれども、三月末には九百億ぐらいの金になつておるというふうなかつこうでございまして、季節によりまして、時期によりまして非常な振れがございますので、したがつて一兆五千億の金がだぶだぶしておるということではございませんで、一兆四、五千億といいますのは金額としては大きめうございますけれども、やはり一兆円から五千億ぐらいの間でその資金が振れるということは通常あることでござりますから、一兆五千億というような金額は、即、全部余つておる金だというふうに考えることはできないと思います。しかし、そういうふうな金ができるだけ農村あるいは森林漁業に低利で貸していくと、いうことはこれは必要なことでございますから、そういう方面につきまして農林中金あるいは系統がその使命を果たすように特に心がけ、また私たちとしてもそういう指導をいたす必要があると思いますが、ただ問題は、資金調達コストがどうであるかという問題がございます。

○相沢武彦君　ちようどいま二百海里問題で特に北洋漁業関係者は大変な影響を受けて苦しんでいた時期なんですが、それを逆なでするみたいな行き方はされないよう御注意をいただきたい。それでいまおっしゃっているように、本当に資金を必要とする農業者、あるいは特に沿岸中小零細漁業者の方へ振り向けるように、ぜひとも御配慮いただきたいたいと思います。

次に、農林年金の方で残っている時間質問したいと思いますが、関係者どなたに聞いても、農林年金の内容が非常に複雑でわかりづらいと。そこで、もう少し現行法をわかりやすいものに改めてほしいという要請がかなり以前から出ているわけですが、この点について、農林省としてはどんな検討をされてきたでしょうか。

○政府委員(今村宣夫君) 農林年金法に限りませんで、各種の共済年金關係法といいますものは、掛金の納付でありますとか、年金の給付内容等が加入者の権利義務にかかる事項を含んでおりましたために、法律上の具体的な規定を必要とするということで、しかも給付内容の改善に従つて法律の改正が毎年行われるということになりますと、規定が非常に複雑になりまして難解になつておるわけでございまして、一読してなかなかわからぬいという、そういうことは御指摘のとおりでござります。しかし、農林年金法は、農林漁業団体の職員の方々あるいはその退職者にとって非常にかかわり合ひの深い法律でございますから、その内容が十分理解されますように、農林年金を通じまして組合員でありますとか、あるいは年金受給者に対して各種のわかりやすい資料を配布したり、あるいは各種の説明会を開催するなどいたしまして、私たちはその理解を深めてもらつておるところでございますが、法律の難解さをいま直ちに改めるということはなかなかむずかしゅうございますけれども、申し上げましたようなそういう手段方法を通じて、できるだけ本制度の理解を得るよう努めをいたしたいと思っておる次第でござります。

○**相沢武彦君** この年金法改正に当たって、毎回衆参両院で附帯決議が行われるわけですが、なかなか大幅な改善というものがむずかしいようですが、毎回同じような附帯決議がつくと思うんですね。けれども、その附帯決議の中で、特に農林年金に対する国庫補助率の引き上げ、これへの実現方法について、今まで農林当局としてどういろいろ努力をされたのか。

○**政府委員(今村宣夫君)** 農林年金の財政の確立と組合員の掛金負担の軽減を図るために国庫補助率の引き上げを行うべきであるということは、たびたび附帯決議をいただいておるところでござりますし、また関係者からも強い要望をうけておるところでございます。そこで、私たちといしましては、掛け金の補助率の引き上げということにつきましては、予算編成のときにできるだけの努力をしてまいつておるつもりでございますが、しかし、残念ながら、公的年金給付に関する国庫補助等につきましては、どうしても各年金制度の給付内容に応じて全体として均衡をとることが重要であると、農林年金のみに国庫補助率を引き上げることとはこの均衡を破るではないかといふふうなことがございまして、今年も実現に至らなかつたわけでございますが、私たちとしては、農林年金を担当する省庁として、今後ともこの点につきましてはできる限りの努力をしてまいりたいと、かように考えておる次第でございます。

○**相沢武彦君** 農林年金の掛け金率の仕組みを検討しますと、制度の発足の際に厚生年金を引き継いだときのいわゆる初期債務の問題がございますが、組合員の立場から言いますと、この整理資源をまず改善してほしいと要望するのは当然のことだと思うんです。全額国が負担して組合員の負担軽減というものを図るべきじゃないかと思うんですが、この初期債務についてはいつごろまでに改善する腹つもりでいるのか、お伺いしておきたいと思います。

○**政府委員(今村宣夫君)** 初期債務の関係で見ますと、恩給は全額国が負担しておるのに、農林年

金においては整理資源を国が助成をしてないといふ問題がございますが、これは午前中にも御議論がございましたように、恩給制度というものの特殊な性格といいますか、そういうものがあるわけでございまして、その財源はやはり組合員と事業主との拠出を基礎として処理せられるものでありまして、その引き継いだ厚生年金期間の見合い不足分を直ちに国が直接埋めるということはないなかでございたいのでございまして、私たちとしましては、組合員と事業主との拠出を基礎にしてこれを処理をしていかざるを得ないのではないかとうふうに考えておるわけでございます。

○相沢武彦君 退職年金の最低保障額の引き上げの件についてなんですが、農林年金については法本則の最低保障額といわゆる絶対保障額の二種類があるわけですから、絶対保障額の水準と法本則の水準に格差があることは周知のとおりでございまして、いろいろと経過はあるんでしょうけれども、格差の是正をどうするのか、今後の方向づけを明らかにしていただきたいと思います。特に遺族年金の最低保障額の改善について、生活保障という面から最も深刻な問題ですでの要請が強いわけですが、これに対する今後の方針、これを伺いたいと思います。

○政府委員(今村寅夫君) 特に、遺族年金につきましての支給率の引き上げの点につきましてでございますが、遺族年金につきましては、御存じのとおり四十八年からずっと毎年、まあ五十一年というふうに改正をいたしておりまして、その内容につきましては相当改善が図られてきたわけでございますが、五十二年度の改正におきましては、御存じのとおり、改正時期を三ヵ月繰り上げて四月から絶対最低保障額の引き上げをいたすことにいたしておりますが、そういうことでございましたとしておるわけでございます。そういうことで、寡婦加算を設け、そういう引き上げを行いました結果、大体最低保障額は六〇%ぐらいになる

というふうに見込まれておるわけでござります。

で、私たちとしましては、給付率を直ちに引き上げるということは、これは年金共通の問題でござりますからなかなか問題の多いところでございますけれども、御指摘のような遺族年金につきましての内容の改善を逐次図りながら給付率を上げていくというのが、最も実際的な改善方策ではないかといふうに考えておるわけでございまして、年金の引き上げはもちろん好ましいことでござりますけれども、そういう内容の改善によってそれを逐次改めていくとということに努力していくことは、実際的、効果的ではないかというふうに考えておるわけでござります。

○相沢武彦君 時間が来ましたので、最後に貸し付け制度について三点お伺いしておきたいと思いますが、まず住宅貸し付けなんですが、現行では五百円の限度額になつておりますが、資格者は申し込んで実際に最高二百六十円前後しか貸し付けされてないと聞いております。いまの御時世でこの程度の金額じや新築は全く無理、増改築にしても大したことはできないのじやないかと思つてますが、そこで給与に応じた最高限度額の設定をしてはいかがなものかと思ひます、どうでしょう。それで、皆さんの希望では、最高額は八百万円ぐらいまでに増額してもらえないものかと、こういう声がござります。また、貸付金の担保の算出基礎となつてある計算方法も、組合員の要求している程度であれば可能ではないかと思うのですが、それについての御所見を伺いたいと思います。

それから二番目が育英貸し付けの件ですけれども、現行の奨学資金制度では、四年制大学で一年間に十二万円、それから短大が同じく十二万円、そうして高校が九万円という、こういう金額です。これは一体いつ発足して決定された金額なんか。現在では相当授業料等も高くなつておりますので、実情に合わせた増額を検討されてはいかがと思ひますが、どうでしようか。最後が、災害貸し付けです。限度額が五十万円

ということになつておりますが、これでは現在のインフレ時代にはとても対応できないと思うのであります。

災害対策資金にはほど遠い実態なんで、このべきだと思いますが、前向きの御答弁をいただきたいと思います。

○政府委員(今村宣夫君) まず最初の住宅貸し付けでござりますが、貸し付けの実態を見てみますと、大体残高の九八%ぐらいが住宅貸し付けになって、ほとんど大部分住宅貸し付けでございまして、非常に需要が強いのは先生のおっしゃるとおりでございます。それで、五十年度末の残高で見ますと、三百億円に全体としては達しておる次第です。ただ問題は、住宅貸し付けは償還期限最高二十五年ということでございますから、非常に長期にわたって資金が寝て固定化するという問題が一つございます。したがいまして、その現在の組合員の御要望にこたえるということは非常に必要のことなんですが、また逆に言いますと、貸し付け財源を枯渇させるといいますか、固定化させるというふうなことがござりますので、貸し付け限度額の引き上げなどの改善につきましては、組合員の意向を十分反映をしつつも長期的展望に立つてどういうふうにしたらいいのか、世代間の公平という問題もございますから、そういう観点から今後十分検討をしてまいりたいと考えております。

もう御承知のように、農村婦人の農業に果たしている役割りという問題からお伺いしたいのですが、つまり、たとえば大学では最高四十八万円までといふ、一年分としては十二万円に在学年数を掛けたものですから最高四十八万円まで借りられる。それから高専は一年分十万円ですから、あるいは高校は九万円というかつこうになつております。農業就業人口の中で七六年度の農業調査結果報告書によると、全体で七百四十八万八千人中女性が四百六十五万人と、実に六二・一%を占めています。また基幹的農業従事者数で見ても、五百三万四千人中女性が二百七十五万八千人、五四・八%を占めております。数だけではなくて、農業に携わる婦人たちの農業技術というのも、これは非常に進んだ技術を体得しているというような中で、数においても、また技術面から言つても、半数以上、大きな役割りを農村婦人が果たしているということが言えると思うんです。

また、年間百五十日以上農業に従事したいわゆる事業従事者が婦人のみという農家戸数は、五十年センサスによると六十一万五千五百戸。しかも、男の補助者がいない農家数が三十四万一千三百戸、文字どおり女手一つで農業をやつている。こうした現実の日本農業の姿について、よしめし

いう問題もござりますから、そういう点をあわせて、大いに検討をすべきものであるうといふうに考えておるところでございます。

○委員長(橋直治君) この際、委員の異動について御報告いたします。

ただいま佐多宗二君、前川旦君及び工藤良平君が委員を辞任され、その補欠として望月邦夫君、野口忠夫君及び志苦裕君がそれぞれ選任されました。

○國務大臣(長谷川四郎君) かねて当委員会から

も年々歳々のごとく強く要望されておる問題でございまして、この問題はおっしゃるとおり何人も否定できない問題だと思います。したがって、いまここですぐどうこうするということは申し上げられないけれども、省内におきましても、この秋行われる研究会においてもちろんこれだけはやろうと、遺族の問題等々は十分に検討する必要があると、どういうなことをお互に話し合つておるところでございますので、これだけの意込みでいながら、この秋の研究会にも相当の効果を見ることがあります。それができるというように私は察しております。いまここでどういたしますといふことは申し上げられませんけれども、その研究会においてある程度の方向づけをしていきたいというふうに考えております。

○小笠原貞子君 だれにも否定できない役割りを果たしているのに、まだ農業を担当する婦人にとつてはやつてもらいたいことがたくさんございまますので、それでは、この年金の問題で婦人がどういうことになつていているかということで、婦人の加入問題でお伺いしたいわけですが、四十九年改正の際にも本委員会の附帯決議で「兼業農家の妻等で実質的な農業経営主である者について年金加入の途を開くこと」とされました。その後使用収益権の設定によって年金加入の道が開かれました。しかし、これが実際どうなつてているのか。婦人の加入全体で五十一年三月現在、五万六千と非常に少ないという数でございます。これは

婦人の農業専従者のみの農家が六十一万戸、男子の補助者がいない農家が三十四万という数から比べてみると、この五万六千というのはまことに少ないわけです。一体この原因はなぜなんだろうか、どういうふうにごらんになつていらっしゃいますか。

うことになっているわけで、具体的にこの検討がどのように進んで、いつごろまでにどういうめどが立つかというふうにお見通しになつていらっしゃいますか。

うことにはあったらうと思います。その年金に農業近代化という政策目的を加えたために、実際の農業の担い手となつてゐる婦人の加入の道が大きく制限されている。この点、どうしても改善しなければならない。今後も引き続いて検討していくと、いうお答えがいただけると思います。それの確認

ございますが、はめ込みやすい方法はどうちらだろうかということ、いろいろ御意見がございますけれども、これらも含めて議論をしたいという考え方でございますので、いまその気持ちだけでひとつ御了承をいただきたいと思います。

○政府委員(森義治君) 先ほどから申し上げてお
りますように、農業者年金の制度そのものが經營
主と後繼者ということで仕組まれておるという本
質的な問題があるわけでございまして、現在でも
農地の名義人に、夫の方が妻の方に権利を移せ
ば、当然そういう經營主としての条件を満たすわ
けでござりますから、そういうことで対応するこ
とはできるわけでございます。しかし、それが現
実的でないということはわれわれも考えておるわ
けでございまして、したがいまして、実質的な農
業經營主であつて、兼業農家の妻のように農地の
権利名義はないけれども実質的には農業經營を奥
さんの方がやっておるというものについて、特例
的な加入ができるないかという話になつてくるわけ

さいます。そのうちの数項目につきましてはすでに実現をしておるわけでございますが、この問題と遺族年金と老齢者年金の引き上げ問題、これにつきましてはまだ回答が出ておらない。これはやはり先ほどから申しましたように、いろいろな家族経営の実態と經營移譲という、擬制と言つていいのでしようが、そういう制度の仕組みがあるわけございまして、その上、しかも国民年金は夫婦で入るという、それにセットされておるというところに非常にむずかしさがあるのは御理解いただけると思うわけでございます。要するに、そういう実態と形式的にとらえておる經營移譲というものとどういう関連づけを行つて、しかも国民年金と矛盾しないかといふ非常にむずかしい関係があ

と、また遺族年金でござりますけれども、先づ創設すべきだと思うし、これもいろいろ検討課題とされていふと思うのですけれども、農村における妻の老後保障という点で加入の道がなかなか困難だということになるなら、この遺族年金制度については早急に具体化しなければならないというふうに考へるわけですが、その辺についてまた御回答をお願いしたいと思います。

○政府委員(森整治君) まあ、先ほどから申し上げているように、国民年金の制度と、上にそれからまた横にといいますか、一体となって農業者年金が仕組まれておるわけでございますが、そのねらいは、制度発足のときにいろいろ御議論いただい

農村なんか歩きまして本当に考え方させられるのは、日本においては工業国だから労働者の役割割り、そして農業というものはまさに基幹産業だと、そう考えてみると、農民の方々自身もせめて何でも労働者並みというようなところまでいってほしいうなというのが切実の願いになつていて。私は、それをつくづく感じさせられました。そういう農民にも労働者並みの権利をという立場から考え方をえますと、農業事故とその補償問題というのがこれまた非常に立ちおくれている、こういう問題題でお伺いしたいんです。

だというふうに考えておるわけでございます。これにつきましていろいろ議論がございまして、一応昨年もいろいろ内部で議論をいたしましたところによりますと、夫婦であるとはいへ、結構夫の方は第三者になるわけでございまして、第三者である配偶者の意思で農地の移動があつて、それを保険事故として年金を支払うというのも、どうも制度的に成り立たぬのじゃないかという法制局の見解もございまして、昨年の改正には一応断念した経過があるようでございます。

るわけでございまして、これまた保険料の恐らくお話しにもなるし、遺族年金にしましても、先ほど厚生省側から御答弁いたしましたように、保険料負担というものがどういうふうになつていくかといふこともございます。それからそれが農業者の農業所得、家族経営としての農業所得にどのくらいはね返つてくる話になるかといふこともございます。結局制度全体、また逆に、こういう加入制度を認めれば非常にすそが広くなるという利点もあるわけでございます。

ておりますように、農民も厚生年金並みの年金を支払えるようになると、いふことでござります。その厚生年金と国民年金と基本的に実は食い違ひがある。しかし、ねらいがこの厚生年金並みの水準といふことでござりますから、厚生年金並みといふことになれば遺族年金だつていいではないかと、こういう話にもなるし、それがそれじや国民年金とどうだと、こういう話が絡んでおるわけでござります。そこのところの解きほぐしなりこの制度のねらいと、その家族経営という実態と現在の仕

農業事故の実態というのを調べますと、農蚕園芸局で四十九年度、五十年度と農作業事故防止対策事業の一環として事故調査を実施していらっしゃるわけです。標本集落調査であつて、全国の事故の実数の把握はできていないわけでございます。これを見てみますと、五十年度の報告書で、二百五十分の一の農業集落の抽出で、受傷者は四十七年に二百二人、四十八年に二百三十九人、四十九年二百七十七人と、傾向としては増加しております。この標本集落調査で、全国的にどの程度

○小笠原 駿子君 確かに大名義の農地について、妻に使用収益権を設定するということは非常にやりにくい問題で、容易でないということはわかります。そういう現実にあるということはわかるのですけれども、農業者年金制度研究会の「農業者年金制度改革についての検討結果」でも、使用収益権の設定が困難な場合の加入の道についても十分検討する必要があると指摘されておりますし、五十一年度改正の際にも附帯決議で検討するとい

これら、皆制度の基本的な問題にかかわる問題でござりますので、まだ手がつけられないであります。しかし、先ほど申しましたように、ことしの秋予定をいたしております研究会で十分討議を尽くして、その結論を待つて解決をいたしたいとうふうに考えておるわけでございます。

組みと、この辺の組み合いでどう働きはぐすかといふもむずかしさにつきましては、これは御理解いただけると思います。

そういう点につきまして、さはさりながら、これをどういうふうに解決していくかということは、婦人の加入問題と遺族年金というのはどうしても絡んでくるというふうに理解をいたしておりまして、どっちがどっちということではない。ただ、全体的に組みのしやすいと言つては語弊が

○政府委員堀川春彦君　先生御指摘のように、この農業機械等によります農作業事故の実態把握につきまして四十九年度からやつておるわけでございますが、これに二通りございまして、一つは厚生省の人口動態調査の個票をもとにして実施い

たします死亡個票調査、この数字がございます。これは、死亡者につきましては数は正確に把握ができるということに相なっておりますが、その他の事故の状況あるいはその性格、内容等について不十分でございますので、先生御指摘の総農業集落数のおおむね二百五十分の一といふ六百八標本集落を対象といたしますところの、その集落内の全農家の聞き取り調査によります標本集落調査をやつておるわけござります。この調査の目的は、やや内容的にわたりまして調べてみるということが主でござります。そういうことでございますが、これはまあサンプル理論からいたしまして、ここで出てまいった数字をおおむね二百五十倍すれば全体の姿ということには大体概数としてはなるうかと、こう思ひわけございますが、死者数は五十九名となつておるわけです。で、國の死亡者について比較をしてみますと、全数調査でありますところの厚生省の人口動態調査に基づきます個票調査の数字とちよつと食い違つた点が現実には出でまいります。

そこで、まあこれは数の把握というよりもむしろ内容の把握ということで考えたわけございま

すが、これを続けてまいりまして、私どもこれらについて比較をしてみますと、全数調査でありますところの北海道の死亡個票調査によつておるわけではございませんが、これは死亡である限りにおいて亡事故については厚生省の人口動態調査の個票でつかまえていらっしゃると。四十九年の場合、その人口動態調査死亡個票というので見ますと、全国で四百四十五名、北海道はその一割以上の五百七名という大きな数になつておるんです。ところが、北海道の農作業安全運動推進本部というところで出しているんですけれども、これの事故調査報告書で見ますと、同じ四十九年の北海道の死者数は五十九名となつておるわけですね。で、國の調査よりも二名多いと。少なくとも死亡事故だから、やはり実態もきちつと把握されなければならぬと思ひますが、死んでいただとすると、どうも二名多いと。少なくとも死亡事故だといふことにしていただきたいと思うんです。

○小笠原真子君 いまおつしやつたみたいに、死

亡事故については厚生省の人口動態調査の個票でつかまえていらっしゃると。四十九年の場合、その人口動態調査死亡個票というので見ますと、全国で四百四十五名、北海道はその一割以上の五百七名という大きな数になつておるんです。ところが、北海道の農作業安全運動推進本部というところで出しているんですけれども、これの事故調査報告書で見ますと、同じ四十九年の北海道の死者数は五十九名となつておるわけですね。で、國の調査よりも二名多いと。少なくとも死亡事故だといふことにしていただきたいと思うんです。

○小笠原真子君 五十何名のうちの二名ですから、少ないと簡単に言われるものではないし、やっぱり死亡事故くらいはきちつとつかんでいただきたいと思うわけなんですね。実態を正確につかむ基準と体制というものをやっぱりつきりさせいかなければならないのではないかと。で、北海道の農作業事故調査も、道が支所を通じて市町村からの報告をまとめたものは、たとえば五十年の場合、渡島、松山、後志、胆振、それから空知、留萌は負傷者ゼロという形になつておるんでありますが、これを続けてまいりまして、私どもこれによつていろいろ分析をいたしまして、いろいろの傾向というのはある程度わかつてきたといふうに思ひますが、なお詳細な中身に立ち入つての調査がどうも欲しいということに気づきましたし、五十一年度はこの標本集落調査をやめまして、これにかえまして、現地の事例分析調査というものをやることにいたしておるわけでござります。五十一年は調査を実施いたしまして、現在その結果を取りまとめてございます。取りまとめが終わりますと、もう少し詳細な内容がわかってくるのではないかと思っております。

なお、五十二年度以降でござりますが、これら

の調査結果の分析の上に立ちまして、私どもい

ま考えておりますのは、その現地事例分析調査を

○政府委員(堀川春彦君) いま御指摘のとおり、北海道の数字は農業共済の組織によりますところ

の共済事業の事業成績を通じての結果から集計さ

れたものというふうに承知をしております。一

方、厚生省の方は市町村系統、行政系統を通ずるものでございまして、その間に不突き合いで出でくるというのは、これは死亡である限りにおいて奇異な感じを持つわけございます。そういふに二百二十八万円取られてしまつて、事業費は残りの四百二十二万円にしかすぎないわけです。したがつて、道から委託されている移動教室開催費といふものは四十二万円、これでは北海道十四支所で一支所が三万円となると、こういう実態にておるということに相努めてまいりたいというふうに考えております。

○小笠原真子君 五十何名のうちの二名ですから、少ないと簡単に言われるものではないし、やっぱ

り死亡事故くらいはきちつとつかんでいただきたいと思うわけなんですね。実態を正確につかむ基準と体制というものをやっぱりつきりさせいかなければならないのではないかと。で、北海

道の農作業事故調査も、道が支所を通じて市町

村からの報告をまとめたものは、たとえば五十年

の場合は、北海道は全國一なんですね。そこで事

務局次長が常任で、それに女子職員が一人な

どです。場所もそうだし、事務局体制もそつだ

し、それじや事業運営というものはどうなつてい

るかと予算面から見ますと、五十一年度六百五十一万円なんです。六百五十一万円のうち、業務費一万円なんです。六百五十一万円のうち、業務費

に二百二十八万円取られてしまつて、事業費は残りの四百二十二万円にしかすぎないわけです。し

て、私ども各県に対する、研修センターに対する助

成度を通じまして農業機械の利用技能者の認定期

度あるいは育成制度、そういうものをやっておる

わけでございます。こういつた予算が一億ばかり

やはりついております。どういうことで、総

合的にこれらの予算の拡充については前年度より

ます第一に、その事務局の場所がどこからどこへ行つたかといいますと、最初は北海道庁の畠作振興課にございました。それが農協中央会に行きました。それからホクレンに行きました。そして現在農業開発公社のまことに片付みに至つては、これがまた大変問題なわけなんです。

○政府委員(堀川春彦君) いま御指摘のとおり、基準といふものにもうちょっと予算もかけて全国的にもつかめるというような、具体的に言えばこの問題一つについても検討すべきではないかと思つて、いるんですが、いかがですか。

と申しますのは、機械事故の内容を見ておりま

すと、もう少し技術を身につけておれば避け得た

も多くなっておりまするし、今後とも努力をしてまいりたいというふうに考えておるわけでござります。

○小笠原貞子君 次に、具体的に伺つていただきたいと思うんですけれども、死亡事故の中で特に多いのがトラクターの転倒事故で亡くなるということは、安全フレームをつけるということがいま大事だと言われているわけですが、去年の八月二十四日の道立美幌農業機械化研修所で実際に転倒実験を行つた。その結果、安全フレームの効果というのが非常に大きいといふことが言われているのは当然御承知だと思います。御承知でいらっしゃいますね。私たちも安全フレームというのが必要だと。事故のことをいろいろ聞かなければと思って方々伺つきましたが、農業機械事故の医学的な研究を進めていらっしゃる元帯広厚生病院の院長をしていらっしゃった伊藤先生とか、それから道立十勝農業試験場の農業機械科科長の村井さんというような方がいろいろ貴重な意見を伺つたわけです。安全フレームをつけて助かった人が十勝でそのお話を聞いた時点で三名、安全フレームをつけていての死亡事故はゼロだと、安全フレームをつけるということは非常に重要だといふふうに言われていたし、この美幌での実験もそうなんですね。そこで農林省としては、安全フレームについてどういう考え方でどういう対策をとつて指導していらっしゃるか、お伺いしたいと思います。

○政府委員(堀川春彦君) 安全フレームの問題が非常に重要であるということは、かねて農林省としては基本認識として持つております。乗用型トラクターによる事故の中の三分の一を四十九年においては占めているという点からもそういうことが言えるわけでございまして、私ども先生のおっしゃいましたような美幌町におけるこういった実際の実演、展示により農家の方の理解を深めるということに対し、大変主催者の意図なりに敬意を表しておるわけでございますが、私どもとしては、全般的な問題としてこの問題にどう取り組んでおる

かということを申し上げますと、これは農業機械化促進法に基づきますところの検査の中で型式検査というのがございます。昭和五十年度からは安

全フレームの問題を取り上げまして、その性能等につきまして検査を行つて、適正な安全フレームの装着されたものが農家の段階で普及するようにならうと指導に努めておるところでございます。また、融資助成等におきましては、この安全フレームの装着を義務づけるというわけにはまいりませんが、安全フレームの問題それ自体につきましては、これは私ども、そういうものが装着をされたものが融資あるいは助成の対象になることが望ましいという基本態度をもつて臨んでおるわけでございます。

○小笠原貞子君 確かに安全フレームとしての型式検査というものをやって、合格品を私見せていただきました。出ております。しかし問題なのは、合格品は型式検査をやつて個々の製品のこれです。という安全フレームだけの型式検査での合格品ができて、これを取つけるという、これが取りつけられて安全を守るという、そういう義務づけの措置というものがなければ、實際には安全対策にはならないのじやないかと。合格品はありますよ、取りつけられるならばこの中からどうぞということでは、やっぱりいつまでたつても事故というものは防げないのじやないかと、その辺のところやっぱり問題だと思うのです。北海道の場合でも、取りつけられないといふのが多い数になっていくわけです。十勝の大樹町で、町と農協が安全フレームに二分の一の補助をしてつけるように進めている。それでも五分の一しかつていいないということなんですね。これについては、これを義務づければトラクター自身が高くなるとか、また運輸省との調整とかいろいろ理由を伺いましたけれども、やっぱりつけるとつけるとつけないとでは、死ぬか生きるかと、いうことに關係するわけですからね。北海道で見ますと、トラクターによる死亡事故が四十五年が十九名、四十六年が二十八名、四十七年二十五名、四八年二十四名、四九年二

十八名、五十年二十四名と、農業機械事故の死亡率のうち七四%がこのトラクター事故になつています。

だから、いまおっしゃったように、型式検査でちゃんとやつっていますと、こういうのを推奨していますというのじやなくて、もう一步進んで、その辺のところで本当に安全フレームがトラクターに設置されて命を守るというところ、その一步進めるというところについて、もうちょっと積極的な御見解が出されてもいいのじやないかと思つりますけれども、それがなければ実際に大きな効果は期待できないと思うんで、その辺の御見解をお伺いしたいと思います。

○政府委員(堀川春彦君) 先生御指摘の点は、私ども一面確かにそういう点があるのではないかというふうに思うわけでございます。ただしかし、乗用型トラクターも使う場所なりところなり、あるいは運搬の途中の経路がどうであるか、みんな千差万別でございます。そこで、これは農業機械全般に通ずる問題でございまして、あえて安全フレームの問題だけに限定されることではないのでございますが、国の法律等をもちまして強制的にこういうものでなければ使つてはならないというふうに一挙に踏み切るところには、まだ問題があるのでないかというふうに考えておるわけでございまして、私ども農林省といつしましては、安全の問題につきましては、新たにテレビを活用するところの広報活動もやつておりますし、私どもの農林省の予算をもちましてつくりました、いまの安全フレームを装着をいたしました。いまの安全フレームを装着をいたしましたが、五十一年の三月末現在で農業の中小事業主としては三万七千八百五人でございました。そして、指定農業機械作業従事者が二万九千六十五人でございましたが、昭和五十二年三月末現在の統計によりますと、指定農業機械作業従事者は約四万になつておりますし、中小事業主の方は変動

法律をもちまして一挙に強制いたしまして、そういう安全フレームがついたものでなければ売つてはならない、あるいは使ってはならないということには、なお法制的にも問題があるのでないか。しかし、重要な論点でございますので、私どもも今後真剣に検討してまいりたいと思っております。

○小笠原貞子君 次に、農業災害の問題についてお伺いしたいんです。

農業事故による補償問題でお伺いしたいんですけれども、さつきも言いましたように、せめて労働者並みにという立場でお伺いするわけですがれども、労働者の場合は業務上の事由または通勤にによる負傷、疾病、廃疾または死亡に対して事業主の無過失損害賠償責任の原則から賠償される制度、労働者災害補償保険法があるわけで、それで保護されているわけですがれども、農民の場合に安全フレームの問題だけに限定されることではないのでございますが、國の法律等をもちまして強制的にこういうものでなければ使つてはならないというふうに一挙に踏み切るところには、まだ問題があるのでないかというふうに考えておるわけですが、私ども農林省といつしましては、安全の問題につきましては、新たにテレビを活用するところの広報活動もやつておりますし、私どもの農林省の予算をもちましてつくりました。いまの安全フレームを装着をいたしましたが、五十一年の三月末現在で農業の中小事業主としては三万七千八百五人でございました。そして、指定農業機械作業従事者が二万九千六十五人でございましたが、昭和五十二年三月末現在の統計によりますと、指定農業機械作業従事者は約四万になつておりますし、中小事業主の方は変動

していないかと、それから、加入者の少ない理由についてどう考えていらっしゃるか。

○政府委員(松尾弘一君) 農業従事者の加入状況でございますが、五十一年の三月末現在で農業の中小事業主としては三万七千八百五人でございました。そして、指定農業機械作業従事者が二万九千六十五人でございましたが、昭和五十二年三月末現在の統計によりますと、指定農業機械作業従事者は約四万になつておりますし、中小事業主の方は変動

していないかと、それから、加入者の少ない理由についてどう考えていらっしゃるか。

○小笠原貞子君 長野県の農業会議の意向調査と

いうものがあつて、それを見たわけですがれども、労災の特別加入制度について、一般農家で知りません。

これから、農業委員や農協の営農担当職員など農村のリーダーと言われる人たちですら、二九・六%が

知らないという答えなんですね。これを考えてみると、この加入制度ができて十年以上たっているのに知られていないということだし、実際に加入者が少ないというような点から考えまして、農林省として、労働省として、この宣伝ですね、こういうふうに行っていらしたか、お伺いしたいと思います。

○政府委員(松尾弘一君) これは、毎年年度更新業務と申しまして、労災保険の適用がえをいたしましたが、その際に、道府県の農政部門でありますとか、それから農業団体それから農業協同組合等に對しまして資料を配布いたしまして、そして今日まで説明会などでやつてまいりました。なお、新しくこの四月から適用も広げましたので、その関係県に対しましては、新たにまた説明会を開いたりいたしましてP.Rの徹底を図っているつもりでございます。

○政府委員(堀川春彦君) 確かに、加入の実態が私どもこのようない制度であるにもかかわらず、まあ確かに少ないのでないかというふうに思つております。たとえば指定農業機械作業従事者数は、五十年の数字で、さつき労働省からお話を聞いたよな約三万弱の数字でございますが、四十七年にはそれが一万二千でございまして、その間とにかくふえてきておる。これがまた五十年は見込みでございますが、四万ぐらいだということです。さいますから、近年におきましてドライブがかかつてきておるということは事実だらうと思います。

農林省といたしましても、せっかく労働省に御迷惑をかけながらこういう制度があるわけでございまして、非常に活用すべき制度だと思っておりますので、先ほど労働省からお話のございました、この春から運用通達で農作業の受託作業の分につきましても対象にするという改正が行われたわけでござりますので、その趣旨の徹底にも念を

入れて努めるということで、私どもも地方農政局にその旨さらには通達をしておるわけでござりますが、地方農政局からは県の農林部局関係によく徹底をするようになつて、私どもは私どもなりに考えておるところでございまして、今後あらゆる会合等の機会におきまして、積極的な活用方につきさらにP.R.を努めてまいりたいとうふうに考えております。

○小笠原貞子君 二年、三年というなら別だけれども、十年一昔と言われるようになつてまだ宣伝が行き届いてないと、しかもリーダーの中にも宣伝がわかつてないなんというのは問題だと思うのです。いろいろ御努力されているのはわかるんだけど、それでも、その御努力がやっぱり上から宣伝せよというように非常に具体性がないのだと思うんですね。もう少し効果的な具体的な御指導や、各県の状態なんかを宣伝し合うといふようなことをなさつたらいいんじやないかと思いました。私は、これは茨城県農業会議や茨城市町村農業委員会、農業協同組合それから安全運動推進本部と、これ茨城のビラなんですねけれども、具具体的なんです。お手元で見て非常に感心しましたけれども、こんなになつたことがありました。これは「加入できることはびっくりする」というようなこともありますね。それから「どんな時いくらもらえるか」といふものも、こういうがをしたらこうだと、非常にこれ、身近なんですね、農民が見ると、こういうような宣伝というものを具体的に御指導になつていかないと、やっぱりめんどくさいというような問題で消えてしまうと思うんですね。

それから、対照的なのが、これは大変刷りでりっぱなんで、これは私の地方の北海道なんですが、この北海道で見ますと、これは農作業安全運動推進本部というところがつくって、そしてここには道が入り、農協が入り、それからメ

一ヵ月もいろいろ入っている道農作業安全運動推進本部というところが出しているわけなんですね。これ、こっちの茨城に比べますと色刷りで大変きれいなんですねけれども、「安全基準守つて今日も明るい1日」なかなかいいんだけれども、ここで労災に特別加入できるというのは一言も出てないんですね。やっぱり共済なんですね。「農協の共済」かけて「安心」と、これで済んじやつてゐるわけなんですね。これではやっぱりちょっと本当にP.R.という立場に立つては問題ではないかと、こういうふうに思うわけです。こういうふうに考えていくままで、農協等の団体を含めて取り組みの姿勢がばらばらで統一されていない。だから、やっぱり知らされていない、知らない。やっぱりそこを、全国的に統一した具体的な指導でというふうにどうしても考えていただきたいということを申し添えたいと思います。

で、同時に、加入者が少ないという原因是、めんどうだ、知らなかつたというんじゃないなくて、農村リーダーが積極的に、わかっている者が積極的に宣伝していない理由というのがあるわけです。それは労災特別加入の制度の内容が不十分だと。長野県の先ほど言いました農業会議の調査でも、よい制度だ、加入進めるという人が、現に労災に加入している人で二二・七%にしかすぎないと、農村リーダーでは一二・六%にしかすぎない。知らないということと、知っていてもこの内容が不十分だということで進めていいことですね。そうすると、この制度的に不備であるといふ点について、もつともっと要望をくんでいただきたいと思うんですけれども、その点について、はつきり不備を指摘しているのが四二・二%にも及んでいるということからも、このまだ不十分であるという点についてどういうふうに考えていらっしゃるか、その辺の見解をちょっとお伺いしたいと思います。

うおっしゃっておられるか、あるいは不十分な理屈でござります。保険料の制度にしましても、私どもいたしまして他の業種との比較で考えてみまして、格別に非常に高くて高負担だというふうにしゃるか、その辺のところはあるうかと思うわけですが、具体的に給付の内容等につきまして、これは一般の雇用者の保険の場合の給付と変わらないわけでございますので、したがつてそういうことも必ずしも思えない節があるわけでございます。また、具体的に給付の内容等につきまして、これからいたしますれば、どうもやはり基本的にはもう少し御理解をいただくということに、当面もつと重点を入れてみたいというふうに考えておらぬわけでございます。なおまた、農業団体等から、具体的にここをこういうふうに直してくれればということも、明確な形では私どもまだ承つておらないわけでございます。この点は私どもも、この運用地の実態等をもう少し農林省は農林省なりに分析をしてみまして、そして問題点ありということであれば関係の方面に折衝するなり、農林省として措置すべきものがあれば措置すると、こういう態度で臨んでまいりたいというふうに思います。

ども、共同作業とか手間がえなどはこれに入つてないという点が問題だと思うんです。こうした労災制度の欠陥から、市町村独自で農業労災制度がつくられ始めているということもあるわけで、いま言いましたように、対象外にされるというよう、内容としてまだ非常に問題点があるというふうに私は見るんですけども、それをどういうふうにごらんになっているかという点でございました。

それから、市町村独自での制度がつくられ始めているというのは、それを補う意味で進んできてると思ひますが、広島県の双三郡吉舎町で、四十五年、全国にこれは先駆けて「農業者労災共済規程」というのがつくられているんですねけれども、この点農林省は御承知になつていらっしゃいますか。

○政府委員(堀川春彦君) 承知をしております。

○小笠原貞子君 この吉舎町の農業共済組合の固定さんという方から、いろいろ資料を送つてくれましたとお預いしましたら、メモを送つてくださいとお預いしました。それで、この制度の特徴として、「農業に従事する者の実態から次のようにしました」と、こう書いてありました。そして(1)では、全農家が加入するようにしましたと、何人は、農家の主人はもちろんのこと、家族全員や雇い人も対象にしました。したがって、他町村から手伝いに来た者も、子供も老人も対象としたと、こういうふうに書かれているわけなんです。この点が、労災の特別加入のときは常用一人以上だと、指定された機械でなければそれ以外の事故は対象とならないというような点から見て、非常にこのところが前進した大事な点だと思います。そして、「これまで実施してきて、農作業の実態がよくわかりました。たとえ補償が少なくてとも、年々改善に努めなくてはと痛感しています」と同時に、「一日も早く、全國的な制度として行政が対応してくれることを願っています」と、こういうふうに書かれているわけで、私はこれはまさにこの制度の不備を、地域の中でも非常に誠実に

努力していらっしゃるということを評価しなければならないと思います。

で、この吉舎町の制度に学んで、四十九年に同じ広島県の芸北町でも実施され、それから最近で四十五年、全国にこれは先駆けて「農業者労災共済規程」というのがつくられているんですねけれども、「四月から、農作業中の事故を補償する制度ができました」と、まあ大変わかりやすく

こういうもので宣伝をしているわけです。で、その中で、この制度での事故とはどういう事故を指すかと、手押し切り、農薬、マムシ等による傷害までが加えられているという点です。補償の対象も、吉舎町と同じように、子供、老年寄り、実際に農業に従事する人すべてが対象になつていて、という点が、私はやっぱり非常に前進した姿を示していると思うんです。

で、こうやってみると、自治体独自で、財政的には非常に厳しい事情の中だけれども、農業者の事故から農民を守る一つとしてこうした補償制度をつくって努力しているということです。

(北海道でも大樹町農作業災害互助会)というのを大樹町でも大樹町農作業災害互助会というのをつくり、この前私の部屋にいらしていろいろ話を伺つて、また行つて聞いてきたんですねけれども、町で百万円、農協百万円、農家負担が百万円、計三百万円でスタートしたと。特徴は、補償の対象となる事故が、加入者の圃場や畜舎等の農業用施設で農作業中に発生した事故となつてると。したがつて、畜舎内で転んだけがをしても、それから、園場に営農指導に來ていた農協職員がけがをされ、損害額がもらえるというような制度になつていて、これがですね。この制度によつて実際の事故の実態がよくわかつて、しかも、始まつて一年間に女九人、子供三人が見舞い金をもらつていてるというような実態なんですね。

で、少し長くなりますが、やっぱり大事な点なので申し上げたいと思ひますけれども、その子供三人が見舞い金をもらつたなんていうのは、農業機械災害に対しまず施策の充実についての御努力といふものは、それなりに私ども敬意を表しておりますところをござります。ただ、これは給付の

どういうとかというのを聞いてみましたら、八歳の子供の場合、放牧していた牛を牛舎に入れる

のを、まあ子供みんな手伝いをいたします、酪農地帯では。そうしますと、その八歳の子供が、誘は、五十一年度より福井県上中町で開始されたと。この資料もこれ送つてもらつたわけなんですけれども、「四月から、農作業中の事故を補償する制度ができました」と、まあ大変わかりやす

いこううもので宣伝をしているわけです。で、その中で、この制度での事故とはどういう事故を指すかと、手押し切り、農薬、マムシ等による傷害までが加えられているという点です。補償の対象も、吉舎町と同じように、子供、老年寄り、実際に農業に従事する人すべてが対象になつていて、という点が、私はやっぱり非常に前進した姿を示していると思うんです。

で、こうやってみると、自治体独自で、財政的には非常に厳しい事情の中だけれども、農業者の事故から農民を守る一つとしてこうした補償制度をつくって努力しているということです。

(北海道でも大樹町農作業災害互助会)というのを大樹町でも大樹町農作業災害互助会というのをつくり、この前私の部屋にいらしていろいろ話を伺つて、また行つて聞いてきたんですねけれども、町で百万円、農協百万円、農家負担が百万円、計三百万円でスタートしたと。特徴は、補償の対象となる事故が、加入者の圃場や畜舎等の農業用施設で農作業中に発生した事故となつてると。したがつて、畜舎内で転んだけがをしても、それから、園場に営農指導に來ていた農協職員がけがをされ、損害額がもらえるというような制度になつていて、これがですね。この制度によつて実際の事故の実態がよくわかつて、しかも、始まつて一年間に女九人、子供三人が見舞い金をもらつていてるというような実態なんですね。

で、少し長くなりますが、やっぱり大事な点なので申し上げたいと思ひますけれども、その子供三人が見舞い金をもらつたなんていうのは、農業機械災害に対しまず施策の充実についての御努力といふものは、それなりに私ども敬意を表し

内容と、それから加入者の負担金なり、あるいは他の市町村なり農協も加わる場合もございますが、それの拠出の度合いといふもののバランスと

いうものは、単年度ではまだ歴史も浅うございませんから、そういう角度で物を見ることが必ずしも適当でないかも存じませんけれども、たとえば福井県の上中町の場合には、昭和五十一年度の予算是総額としまして二百八十一万九千円、そのうち、町の拠出が百万円、あとは加入者から均等割で一戸当たり二百円、面積割で十アール当たり五十円と、比較的安い掛金で取つておるのではないかというふうに思われるわけですが、これによりまして医療共済、休業共済、障害共済、遺族共済のほか葬祭料の支給もやるということの仕組みになつておりますが、この場合、死亡が男子について一名起きますと、二百四十万円以内の支給金といたこと――以内と書いてありますのは、死亡の事故の起りぐあいであるは削減といふことも考えられて、そういうことになつておるのかといつて、やはり労災制度といふものを改善してこの人たちの事故をなくし、命を守るという立場に立つとすれば、これは非常に各自治体がやつている努力というのを、今度は国の制度で改善していくなければならない、こう思うわけです。

大変長くなりましたが、まず第一点としては、こういうふうに自主的にやられている地方の自治体の互助会だとかこういう労災に対する制度についてどう評価されているか、これについて積極的に評価し援助するというお気持ちがあるか。それから、国としてこういうものを今後どういふうに、いまの労災特別加入では非常に枠が制限され、対象が限られているという中で、事前にどういうふうな策を講じたらいいと考えていらっしゃるか、お伺いしたいと思います。

○政府委員(堀川春彦君) いま説明で先生お挙げになりましたような、各市町村のそれぞれの農業機械災害に対しまず施策の充実についての御努力といふものは、それなりに私ども敬意を表し

ておるところをござります。ただ、これは給付の

害を救えないという現実が残るわけでしょう。特別加入する場合のさつき言いました要件、一人以上の常用がいなければいけないとか、指定された機械でということになれば、本当の意味での労働災害を救えないということになります。そこで、加入すればみんな救われるとは言い切れないでしよう。いままでの事故を見て、そうするとやっぱり労働者も日本の基幹産業、農業も基幹産業、その基本的な権利として、やはり労働者と同じように少なくともこの労災に対する問題と同じようになっていかなければいけないと思うのです。労働省にお願いしますと言つて、もつと改善してやのを考えていかなきゃならないと思うのです。労働省も農民もみんなひつかぶつちやとっても大変ですとはつきり言われるし、これは言う方も無理だと思うんですね。そうすると、いま当然特別加入の制度があるんだからこれに入れなんて、労働省も農民もみんなひつかぶつちやとつと聞いてくださいね。私、それを言いたいんです、もう最後ですから。つまり、いまの災害に対する労災の特別加入の道はあります。しかし、これに入れない人がいます。入っても対象にならないという事故に對して、農民にそれだけ犠牲を強いるのか、犠牲を受けてもしよがないとおっしゃるのか。いまは労災特別加入の道があるけれども、将来的には農林省として農民自身の労災制度というものを検討していくという姿勢があるのかどうか、その辺のところが私はいま問題にしているところなんです。大臣、いかがですか。鈴木農林大臣が、これはことしの三月十一日の予算委員会の分科会で、「いま労働者災害補償保険制度、これに特別加入制度という道が開かれておるのでありますか」、これじゃとても大変だと。独自の補償制度をつくった場合に、相当多数の方が入っていたときまんと保険料も高くなる、危険負担もできない、「これはなかなか問題だと思います」というふうに言わざるを得なくなっているわけですね。だ

○國務大臣(長谷川四郎君) 鈴木さんのお答えは、そのとおりでいいと思うのですが、しかし、国の給付制度というものを、これはその細部にわたって、先ほどのお話のよう、自転車から落つこたから出せ、二階から落つこたから出せと、ここまではとてもやつてはいけないだろうと思うのです。國の施策としては、ですから、地方自治体がそういう面を特別に開いてあるというのならば、これは何らかの方法で援助する方法というのを他に求めなければならぬだらう。と言つて、これは問題がそこにあるだらうと思うのですが、御指摘になつた福井県にしても、茨城県にいたしましたが、果たして農業者だけの問題でやつてあるのかどうかという点もあるだらうと思います。

ですから、それは細かいところまでそれだけやればまた結構なんですから、そういう面は別個国としての考え方、細かい点についてのそういう面がある場合には、交付金でこうやるとか幾らとか、区分をどうするとかいうのは別個に考えるべき問題ではないのだらうか。私はいまそのように、これは農林省で全体持てということもむずかしい問題であつて、現在の労働省で労災やつているのじやないか、それ持てといふこともなかなかむずかしい。細かい問題になつて——マジにかじられたから金を何ぼやと言つても、それもむずかしい問題だと思うのです。ですから、こういう問題は別個、そういうものをつくっていることは非常にいいことなのですから、これは交付金かなんかで別途国でもつて取り上げて、別の面がら、そういう面がある場合にはこういたしますよといふものを出すべきものであつて、これは私の方で責任を持つて結構でござりますと言うわけにまゐらない問題だと、こう考えております。

二階から落っこたから出せと言われたけれども、やっぱり認識ちょっととまだめですよ、大臣。ただ普通の主婦が二階から落っこて転んだから出せと言っているんじゃないんです。やっぱり牧草を上に積んで、そして二階から落ちたとうときには、これは言え巴工場ですよ。そして牛がわっと来て、そこで子供が倒された。これ、ただ子供が遊んでいて倒されたんじゃない。やっぱり働く農民にとっては、おでんどうさまが照つていて屋根がないところでも、ここが働く場なんですよ。だから、工場の労働者がたとえば職場の中で、通勤途上でもいま出ますよね。そういう立場から考えれば、二階から落っこたから出せなんというものがじゃないんです。遊んでいて落つこったのじやないんだから、農作業でやつたんだからという認識をいただきたいということですね。

それで、いますぐ責任ある御答弁というのを私も無理だと思いませんけれども、少なくともいまおっしゃった、たとえば地方自治体でやるのは大変結構だから交付税として考えていいたいというお気持ち、私は大変地方にとっては励みになると思っています。しかし、これをやるというその道だけではなくて、やっぱり先ほどから言っていたように労働災害、労働者は守られているんだ、農民も当然守ってやろうというお気持ちがあるのかどうか、そうすればいまの労災の特別加入では労働者並みの補償というのがない場合には、労働省としてもこれでは見られないという場合には、やっぱり農民にとって労災というのを制度として要求するというのは当然のことだと思います。いますができるとかできないとかというお答えは出ないと思うけれども、少なくとも全国知事会、中部圏知事会といふところでもこの問題がもう議題となつているような時代なんですからこれがむずかしいとか、できませんじやなくて、当然検討に値する課題にいまなつてきているんだという立場から私は問題にしているわけです。やっぱりそれはもう全く検討に値しないとおっしゃるのか、当然これは全国知事会でも農民自身でも希望している

○國務大臣(長谷川四郎君) 地方自治体を預かる
知事会等でこの問題が協議され、その決定の上に
立って新たに國の方へ要求があるとするならば、當
然考慮しなければならない問題だと考えます。國
内にある全市町村、一々これができたところだけ
を解決つけるというわけにはいかないわけでござ
りますから、申し上げたように、知事会等からの
御意見がまとまって出たとするならば、当然そ
ういうような考慮をしなければならぬ問題だと、こ
のように認識をしております。

○委員長(橋直治君) 他に御発言もなければ、両
案の質疑は終局したものと認めて御異議ございま
せんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(橋直治君) 御異議ないと認めます。

これより農業者年金基金法の一部を改正する法
律案の討論に入ります。御意見のある方は、賛否
を明らかにしてお述べ願います。——別に御発言
もないようですから、これより直ちに採決に入り
ます。

農業者年金基金法の一部を改正する法律案を問
題に供します。

本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(橋直治君) 全会一致と認めます。よつ
て本案は全会一致をもって原案どおり可決すべき
ものと決定いたしました。

青井君から発言を求められております。この
際、これを許します。青井君。

○青井政美君 私は、ただいま可決されました農
業者年金基金法の一部を改正する法律案に対し、
各派共同提案による附帯決議案を提出いたしま
す。

便宜上、私から案文を朗読いたします。

農業者年金基金法の一部を改正する法律案

に対する附帯決議案

政府は、本制度の農業者の老後の生活の安定、農業経営の近代化に果たす役割の重要性にかんがみ、農業者老齢年金の引き上げ、保険料の軽減、經營移譲の円滑化等に努め、本制度への加入促進対策をさらに強化するとともに、左記事項の実現に遺憾なきを期すべきである。

一、本制度の年金給付の額の自動改定の時期については、今後ともその繰上げに努めるこど。

二、農業經營に占める主婦の地位の重要性、農業の家族經營の一体性及び保険料の掛捨て防止等の觀点から、遺族年金制度を創設すること及び農業に専従的に從事する主婦等に対し年金加入への途を開くことについて検討すること。

三、農業の粗い手確保の見地から、今後保険料を納付しても年金受給に結びつかない者について特例的な救済措置を講ずるよう検討すること。

右決議する。

委員の御賛同をお願いいたします。

○委員長(橋直治君) ただいま青井君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(橋直治君) 全会一致と認めます。よつて、青井君から発言を求められております。この際、これを許します。青井君。

○青井政義君 私は、ただいま可決されました昭和四十四年度以後における農林漁業団体職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律案に対する附帯決議案を提出いたします。

昭和四十四年度以後における農林漁業団体職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律案に対する附帯決議案を議題とし、採決を行います。

以上でござります。

本委員会の決議とすることに決定いたしました。ただいまの決議に対し、長谷川農林大臣臨時代理から発言を認められておりませんので、この際、青井君提出の附帯決議案は全会一致をもつて、青井君提出の附帯決議案は全会一致をもつて本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、長谷川農林大臣臨時代理から発言を認められておりませんので、この際、これを許します。長谷川農林大臣臨時代代理。

○國務大臣(長谷川四郎君) ただいま議決をいたしました附帯決議につきましては、その御趣旨進されるよう、左記事項の実現に努めるべきである。

〔賛成者挙手〕

○委員長(橋直治君) 全会一致と認めます。よつて、青井君提出の附帯決議案は全会一致をもつて本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、長谷川農林大臣臨時代理から発言を認められておりませんので、この際、これを許します。長谷川農林大臣臨時代代理。

○國務大臣(長谷川四郎君) ただいま議決をいたしました附帯決議につきましては、その御趣旨進されるよう、左記事項の実現に努めるべきである。

〔賛成者挙手〕

○委員長(橋直治君) ただいま議決をいたしました附帯決議につきましては、その御趣旨進されるよう、左記事項の実現に努めるべきである。

以上でござります。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(橋直治君) 全会一致と認めます。よつて、青井君から発言を求められております。この際、これを許します。青井君。

○青井政義君 私は、ただいま可決されました昭和四十四年度以後における農林漁業団体職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律案に対する附帯決議案を提出いたします。

昭和四十四年度以後における農林漁業団体職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律案に対する附帯決議案を議題とし、採決を行います。

以上でござります。

存じます。

における農林漁業団体職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案の討論に入ります。御意見のある方は、賛否を明らかにしてお述べ願います。——別に御発言もないようですから、これより直ちに採決に入ります。

昭和四十四年度以後における農林漁業団体職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案を問題に供します。

本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(橋直治君) 全会一致と認めます。よつて、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

青井君から発言を求められております。この際、これを許します。青井君。

○青井政義君 私は、ただいま可決されました昭和四十四年度以後における農林漁業団体職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律案に対する附帯決議案を提出いたします。

昭和四十四年度以後における農林漁業団体職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律案に対する附帯決議案を議題とし、採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(橋直治君) 全会一致と認めます。よつて、青井君提出の附帯決議案は全会一致をもつて本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、長谷川農林大臣臨時代理から発言を認められておりませんので、この際、これを許します。長谷川農林大臣臨時代代理。

○國務大臣(長谷川四郎君) ただいま議決をいたしました附帯決議につきましては、その御趣旨進されるよう、左記事項の実現に努めるべきである。

〔賛成者挙手〕

○委員長(橋直治君) なお、両案の審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

○委員長(橋直治君) なお、両案の審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔賛成者挙手〕

○委員長(橋直治君) 御異議ないと認め、さよう

的財政援助措置について検討すること。

三、最低保障額の引上げを図るとともに、特に旧法年金の最低保障額については、新法年金の水準を考慮する等格差の是正に努力すること。

五月二十三日本委員会に左の案件を付託された。

一、農業經營發展の基本施策確立、米麦等一体の総合食糧政策確立に関する請願(第五五三〇号)(第五六二六号)

農業經營發展の基本施策確立、米麦等一体の総合食糧政策確立に関する請願

請願者 広島県東広島市八本松町川上農業協同組合長 中島康郎外五十名

紹介議員 永野 勝雄君

協同組合長 中島康郎外五十名

農業經營を發展させる条件整備と、米麦等一体の総合食糧自給力の向上を図るための基本施策を確立実施するよう、次の事項の実現を期されたい。

(一) 工業製品輸出増大のため農業を犠牲にしない農畜產物輸入拡大の排除。

(二) 食糧自給度向上を図る短期・中期の生産研究に努めること。

右決議する。

委員の御賛同をお願いいたします。

○委員長(橋直治君) ただいま青井君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(橋直治君) 全会一致と認めます。よつて、青井君提出の附帯決議案は全会一致をもつて本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、長谷川農林大臣臨時代理から発言を認められておりませんので、この際、これを許します。長谷川農林大臣臨時代代理。

○國務大臣(長谷川四郎君) ただいま議決をいたしました附帯決議につきましては、その御趣旨進されるよう、左記事項の実現に努めるべきである。

〔賛成者挙手〕

○委員長(橋直治君) なお、両案の審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

○委員長(橋直治君) なお、両案の審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔賛成者挙手〕

○委員長(橋直治君) 御異議ないと認め、さよう

化並びに直販体制の整備促進。

本的総合改革の実施と生産資材価格の安定。

(五) 再生産と所得確保並びに作目間の相対収益は正を図る農畜產物価格・生産政策の抜化。

(六) 農畜產物消費の拡大と需給調整施策の強化並びに直販体制の整備促進。

(七) 農業經營の安定発展を図る長期低利融資及び系統資金利子補給の拡充と課税の適正化。

(八) 農村生活環境の計画的整備と社会保障の充実。

(一) 再生産と所得確保並びに作目間の相対収益は正を図る農畜產物価格・生産政策の抜化。

本日はこれにて散会いたしました。

午後四時五十分散会

本的総合改革の実施。

(一) 米麦一貫生産奨励施策の拡充と、米麦相対価格の是正並びに外麦輸入の計画的削減。

(三) 水田総合利用対策の整備・充実と米買入制限の撤廃。

(四) 米消費拡大並びに米饭学校給食の推進と、米を基本とする国民食生活の確立誘導。

(五) 米価決定に当たつて生産者団体との事前協議の実施並びに地域の農業者代表参加による米審の改組。

(六) 食糧備蓄勘定設定による米備蓄制度の確立。

(七) 農協・連合会に対する小売・卸売資格の付与。

理由
農畜産物輸入の増大と不況による消費の停滞により、農畜産物価格は低迷する一方、その低収益性のために農地利用の拡大は進まず、担い手の確保もますます困難となり、将来に展望を持ち得ないのが農業の現実である。他産業従事者に劣らぬ所得を得る農業によつて確保できる方途を明確に示し、これにいたる条件整備を図ることが農業発展の基本であるから、政府は、「農業者が誇りと働きがいをもつて農業にいそしめるよう、その体質の強化を進め、食糧自給力の向上を図ることを長期にわたる国政の基本方針とする」との総理大臣の宣言に即し、所要の施策を実施する必要がある。

第五六二六号 昭和五十二年五月十六日受理
農業經營發展の基本施策確立、米麦等一体の総合食糧政策確立に関する請願（十一通）

請願者 長野市南長野南県町六八七ノ二長野県農業協同組合中央会会長 滝沢敏外二百七十一名

紹介議員 夏目 忠雄君

この請願の趣旨は、第五五三〇号と同じである。